

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和3年12月8日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後1時00分

出席議員（10名）

| | | | |
|----|---------|----|--------|
| 議長 | 高橋 実君 | 1番 | 堀本 典明君 |
| 2番 | 佐藤 敦宏君 | 3番 | 佐藤 啓憲君 |
| 4番 | 渡辺 正道君 | 5番 | 高野 匠美君 |
| 6番 | 遠藤 一善君 | 7番 | 安藤 正純君 |
| 8番 | 宇佐神 幸一君 | 9番 | 渡辺 三男君 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

| | |
|------------------|---------|
| 町長 | 山本 育男君 |
| 副町長 | 高野 剛君 |
| 教育長 | 岩崎 秀一君 |
| 総務課長 | 林 紀夫君 |
| 企画課長 | 原 田仁君 |
| 住民課長 | 猪狩 力君 |
| 生活環境課長 | 黒澤 真也君 |
| 産業振興課長 | 坂 本 隆広君 |
| 参事官兼 都市整備課長 | 竹原 信也君 |
| 生活環境課長 補佐兼長 | 大館 衆司君 |
| 産業振興課長 補佐 | 大森 研一君 |
| 産業振興課長 農業振興係長 | 畠山 信也君 |

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 生活環境課 消防交通係長兼故 原子力事業 原対策係長 | 鎌田祐輔君 |
| 企画課 企画政策係長 | 吉田豊君 |
| 生活環境衛生課 副主査 | 佐藤優君 |
| 総務課 主任兼管財係長 | 福島好邦君 |

職務のための出席者

| | |
|--------------|------|
| 議会事務局長 | 小林元一 |
| 議会事務局主任兼庶務係長 | 杉本亜季 |
| 議会事務局主査 | 黒木裕希 |

説明のため出席した者

＜内閣府＞

| | |
|-----------------------------|-------|
| 内閣府原子力 災害現地対策 本部副本部長 | 辻本圭助君 |
| 内閣府原子力 災害現地対策 本部総括班長 | 黒田浩司君 |
| 内閣府原子力 被災者生活支援 チーム参事官 | 野口康成君 |
| 内閣府原子力 被災者生活支援 チーム | 吉田紗貴君 |
| 内閣府原子力 災害現地対策 本部 | 千代昂志君 |

＜環境省 福島地方環境事務所＞

| | |
|--------------------|-------|
| 環境省福島地方 環境事務所所長 | 秦康之君 |
| 環境省福島地方 環境事務所次長 | 庄子真憲君 |

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境
再生課課長

須賀義徳君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境再生
課専門官

新村靖君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課課長

彦坂早紀君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課廃棄物
処理施設
運営管理室室長

西山卓也君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課最終処分場
管理室室長

大友宏君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課課長

澤邦之君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
課長

杉浩行君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
専門官

矢吹清美君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室支所長

井原和彦君

付議事件

1. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
2. 特定復興再生拠点区域内への立入規制緩和について
3. 国道6号以東（帰還困難区域）の土地利用の検討状況について
4. 公害防止協定の締結について

報告事項

1. 移住・定住促進住宅の確保について
2. 住民意向調査 2021 速報について

その他

開 会 (午後 1時00分)

○議長（高橋 実君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、辻本副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、秦所長及び各担当の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 議員の皆さんには引き続き全員協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、内閣府原子力災害現地対策本部の辻本副本部長、環境省福島地方環境事務所の秦所長はじめ、国関係機関の皆さんにもお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明を受けるとともに、町からは令和5年春の避難指示解除を目指し、調整を進めております特定復興再生拠点区域内への立入規制緩和についての1件、帰還困難区域全域の再生に向けた土地利用の検討状況に関する説明をいたしまして、国道6号以東帰還困難区域の土地利用の検討状況についての1件、12月定例会への提出を予定しております公害防止協定の締結についての1件、報告事項をいたしまして移住・定住促進住宅の確保について、住民意向調査2021速報についての2件であります。それぞれの案件につきまして詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆さんのお意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、内閣府の辻本副本部長及び環境省の秦所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、辻本副本部長よりお願いします。

辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 現地対策本部副部長の辻本でございます。本日は、またこういう機会をいただきまして、誠にありがとうございます。前回、9月8日、議会全協におきまして、議会としては富岡町で初めて拠点外の方針を説明させていただきました。それについて多くのご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。その後各町でもいろんな説明等をさせていただいておりますが、本日は拠点に関しまして、だんだん迫ってまいりました復興拠点の避難指示解除に関してご討議をいただけすると存じ上げております。いろいろなご意見をいただきながら、またこの富岡町の復興に向けて1歩でも2歩でも我々は進めるように、またご意見をいただきながら対応してまいりたいと思います。本日は、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、秦所長よりお願ひします。

秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 環境省福島地方環境事務所長の秦でございます。よろしくお願ひいたします。日頃より我が省の事業につきましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、改めて感謝を申し上げます。また、このような説明の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

除染解体工事につきましては、ちょっと事業の進捗の遅れもございまして、ご心配をおかけしておりますけれども、省を挙げて対応を取っておりますし、少しずつリカバリーをして数字も上がってきています。今日は、この除染解体事業の進捗のご説明に加えまして、中間貯蔵施設への輸送の状況、それから旧エコテック、特定廃棄物の埋立処分についての進捗状況等全般にご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願ひいたします。初めに内閣府、次に環境省の順にお願いします。

内閣府、野口参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 内閣府、原子力被災者生活支援チーム参事官、野口でございます。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括・広報班長（黒田浩司君） 内閣府原子力災害現地対策本部総括・広報班長の黒田浩司です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 次に、環境省、庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 福島地方環境事務所次長の庄子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 福島地方環境事務所環境再生課長の須賀です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 杉課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 福島地方環境事務所、輸送課長をしています杉と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） 仮置場対策課長の澤と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 西山室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） 同じく廃棄物対策処理施設運営管理室長をさせていただいている西山です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 新村専門官。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（新村 靖君） 環境省、環境再生課の新村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 大友室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課最終処分場管理室室長（大友 宏君） 最終処分場管理室長、大友です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 彦坂課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（彦坂早紀君） 廃棄物対策課長の彦坂です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 矢吹専門官。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 輸送課の矢吹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原支所長。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 富岡分室室長、井原でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） あといいですか、2人ほどいそうなのだけれども。ありがとうございました。
それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願いします。

説明は着席のままで結構です。

初めに、環境再生課、須賀課長より。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 福島地方環境事務所、環境再生課長の須賀でございます。

それでは、環境省の資料をご説明いたします。まず、冒頭に3点申し上げたいと思います。まず、1点目、所長からも申し上げたとおり、除染解体工事のその4工事が遅れている、進まないといったご意見、前回の全協でもたくさんご指摘いただきました。本日何とか進捗状況をご報告できると思っておりますけれども、引き続き準備宿泊に向けて着実に工事を進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それから、2点目でございます。本日の資料、除染解体工事、12月3日時点の数字を主に使わせていただいております。こちらは、これまでに役場等から数字等はご説明あったか

もしれませんが、最新の状況にアップデートさせていただいておりますので、その点ご注意ください。それから、3点目でございます。先日議会で現場の視察をいただきました。その際、解体現場等で庭木のご指摘がありまして、私から誤った説明をしてしまったので、訂正させていただきます。庭木につきましては、伐採、抜根までさせていただいておりますので、それを取り除いて構造物に影響が出るような場合で難しいようなことでなければ、ご希望に沿って伐採、抜根させていただきますので、訂正させていただきます。同じように宅地等で震災後生えてきた木のようなものもあると思います。こちらにつきましても伐採、抜根させていただきますので、ご説明させていただきます。

それでは、資料につきまして、めくっていただきまして除染解体工事の状況についてございます。さらにめくっていただきまして、1ページでございます。特定復興再生拠点区域の除染解体のスケジュールでございます。こちらは、基本的には前回の全協の状況と変わっておりません。準備宿泊までに除染進捗率9割以上を目指しております。引き続き特定復興再生拠点内の除染を最優先で進めてまいります。事後モニタリングにつきましては、令和2年度先行エリアを実施しております。今年度、令和3年度につきましては全域について実施をしているところでございます。ホットスポット等があった場合には、除染方法の検討、実施をさせていただきます。また、外縁につきましてはスケジュールの表のところで記載させておりますが、現在同意を取得しているところでございます。まだ取得がそれほどいただけていないというところでございますので、今年度ということではなくて、来年度いつ、どこからかにつきましてはその同意取得状況を見ながら町とも相談をさせていただいて決めていきたいと考えております。

それから、2ページ目でございます。解体の状況でございます。特定復興再生拠点区域、12月3日時点の数字でございます。各地区の内訳ございますけれども、合計で解体申請数は現在818件、こちらは前回の全協時から13件増加しております。解体完了につきましては703件となっております。こちらにつきましては、前回の全協ご説明のときから24件増加しております。また、外縁につきましては、先ほど申し上げたとおり同意取得を取っているところでございますけれども、解体の申請を11件いただいております。下の説明のところでございます。未完了が115件ございます。これは、先ほどの申請数818件から解体完了している703件を引いた115件になります。このうち46件につきましては工事ができるということで、1月末までに解体予定となっております。先ほどの24件が前回のご説明時から解体完了が進んだと申し上げました。こちらにつきましては、その4工事で解体が完了しております。その4工事の工事完了時期の予定であります1月末までに解体を完了させるためには、11月上旬までに関係人と立会いを行う必要がございます。この11月上旬までに関係人の立会いが完了したのは70件になります、最初の1行目のところ、46件と24件を足すと70件という形になります。115件のうち、残る69件でございます。こちらは、書類に不備があつたり、すぐには立ち会えないということでお11月上旬までに立会いには至らなかつたというものでございます。

めくっていただきまして、3ページでございます。除染の状況についてです。避難指示解除済みの

区域につきましては、町による線量率測定結果等を踏まえまして、個別のホットスポット解消に向けて取り組んでいるところでございます。それから、2つ目、特定復興再生拠点区域の除染工事の進捗状況でございます。表の一番左が除染対象面積として現在認識している面積でございます。こちら全体で319ヘクタールございます。12月3日時点でその1つ右の除染済みの面積でございますけれども、全体で259ヘクタールまで除染が済んでおります。進捗率にしますと、これで81%ということになります。現在のその4工事で除染を進めまして、もう一つ右側になりますけれども、来年1月末時点で293ヘクタール、92%のところを目指して除染を進めてまいります。この293ヘクタールでまだ残る部分がございます。こちらにつきましては、下の説明でございますけれども、未同意画地が8ヘクタール、それから同意をいただいているのですけれども、避難指示解除直前の除染を希望する等の理由によって直ちに除染を実施できない土地というものが18ヘクタールございます。これらにつきましては、どういったことをやっていくか後ほどご説明いたします。

続きまして、4ページでございます。4ページでその4工事の進捗、それから予定をお示ししております。その4工事につきましては、当初の発注量が申請や同意状況がなかなか予測立ちませんので、過去のトレンドから概数を立てまして契約を発注しております。こちらが当初契約で解体100件、それから除染不燃物除去土壌等が1万8,000m³というものが契約数量になっております。この1万8,000m³というのは、剥ぎ取り圧5センチを仮定しますと36ヘクタールに相当するものでございます。こちらは当初の想定でございまして、これまでもそうなのですけれども、その4工事につきましてもその状況、状況に応じて変更契約ということで、しっかりと除染が進められるように進めてまいります。

それで、表なのですけれども、上の除染の青い部分でございます。12月3日現在で29.4ヘクタールを着手しております。また、そのうち5.1ヘクタールを完了させていただいております。こちらを来年の1月までに、一番右側でございますけれども、39.1ヘクタール着手して完了まで持っていくたいと考えております。また、一番下、緑色の部分でございます。解体につきましては、立会い70件全て完了しております。着手につきましては、そのうち60件まで進んでおります。完了につきましては24件まで進んでおります。こちらも同じように来年1月までには着手完了を70件に持っていくということで進めてまいります。さらに、一番右側でございます。令和4年4月以降というところで書かせていただいております。現在は、11月上旬までに立会いが完了したものについての解体等でございますけれども、今後立会いが可能になるような解体も出てくると思います。こちらにつきまして、それから後ほど説明いたします森林の追加除染、またホットスポット等があればその4工事の工期を延伸することも考えまして、前倒しで工事を行うことも検討してまいりたいと考えております。

それから、めくっていただきまして5ページでございます。同意取得率でございます。内訳は、この表のとおりでございますが、合計で1,521名の対象人がございます。同意が1,465名というところでございます。こちらは、前回の全協の説明時から9人ほど増えてございます。取得率は96.3%ということで、引き続き着実に同意を増やしていきたいと考えております。残る未同意の部分でございます。

8ヘクタールございますが、連絡先不明、除染拒否、判断保留、避難指示解除直前の除染を希望ということで、一番下のところにも書いておりませんが、いずれの場合も町とも連携しながら改めてご説明をさせていただき、できるだけ同意を取って除染に入るということを目指していきたいと考えております。

6ページにお進みください。準備宿泊に向かまして今後の除染の考え方をまとめさせていただいております。先ほど未同意の土地につきまして取組をご説明させていただきました。同意を取得した土地でも除染に入れないような土地がございまして、こちらが合計18ヘクタールございます。ちょっと数字の関係が複雑なのですけれども、宅地と農地、森林、道路に分けてご説明いたします。宅地につきましては、その4工事開始時点では33ヘクタール除染が済んでいない場所がございました。こちらで電話連絡等しまして、実施可能になったものが33ヘクタールのうち20ヘクタールまでとなっております。こちらにつきましては除染を実施いたします。議会でもご説明させていただいた敷地の先行除染も含めております。敷地の先行除染等ご説明する中で、なかなか誤解を生むような方もいらっしゃいまして、解体がひょっとしたらその建物はできなくなるのではないかといった方もございます。最近も説明の仕方を工夫させていただくようにさせていただきました。誤解がないように、説明を丁寧に進めてまいりたいと考えております。この20ヘクタール着手可能になって、残り13ヘクタールがございます。こちらは、立会い時期調整、なかなか日程がつかないと、それから連絡がつかない方、解除直前の除染を希望する方、判断保留の方、解体と同時に除染を希望する方などございます。解除直前の除染を希望する方につきましては、町にもご協力をいただいたり、あるいは草刈り等、例えば東電で進入路の部分の草刈りをすることもありますので、そういうご案内でもし納得していただけるような方が一人でもいれば、1件、2件でも除染に入れるようにしたいと考えております。また、農地、森林、道路でございます。こちらにつきましては、その4工事開始時点で24ヘクタールございました。こちらも関係人に連絡を行いまして、現在19ヘクタールまで着手が可能となっております。残る5ヘクタールは、同じように連絡つかない方ですとか解除直前の除染を希望するような方もございます。こちらも同様に1件でも2件でも除染をさせていただけるように、理解をしていただけるよう説明していきたいと考えております。以上の取組によりまして、1月末までに少なくとも9割の除染を完了予定、さらに積み上げを目指しております。

それから、一番下のフォローアップと書いてあるところでございます。森林につきまして、森林にもいろんな状態があると思います。平たんで施工が可能な場所もございますので、そういう場合につきましては根に傷がつかないように注意をしながら表土剥ぎ取り等の追加対策を実施中でございます。道路のクラック等につきましては、道路管理者と相談をしているところでございます。

めくっていただきまして、7ページでございます。冒頭申し上げました事後モニタリングの進捗率約89%時点の結果でございます。地表から1メートルのところでの測定結果でございます。黄色が除染前の線量、青が除染直後の線量、それから事後モニタリング、今年度、一部昨年度実施しているも

の結果でございます。こちらが緑色でございます。宅地につきましては、除染前1.78マイクロシーベルトだったものが事後モニタリングは0.45マイクロシーベルトとなっております。農地につきましては、2.27マイクロシーベルトだったものが0.64マイクロシーベルトになっております。森林につきましては、2.60マイクロシーベルトだったものが1.92マイクロシーベルトになっております。道路につきましては、2.11マイクロシーベルトだったものが0.74マイクロシーベルトになっております。こちらは、全体で平均しますと1.91マイクロシーベルトから0.61マイクロシーベルトになっております。森林につきましては、先ほどの追加除染を進めているところでございます。また、事後モニタリングを現在測定しているところでございますが、年内には全て完了する予定でございます。報告書につきましては、関係人のところに1月までに送付予定となっております。

続きまして、最後8ページでございます。こちらもこれまで資料でつけていたものでございます。参考で位置図を示させていただいております。左側の大きな図でございます。水色の部分で囲まれている部分ですとか、あとオレンジ色で囲まれている部分、こういったところでA、B、Cと区画を分けさせていただいております。こういったことで先ほど説明したスケジュールでA、B、Cと進めておりましたし、先行除染という部分も青色で色をつけさせていただいております。こちらが拠点区域、面的な拠点区域になります。また、赤の点線で示させていただいているところにつきましては、線拠点、それから面的な拠点、それらの拠点の外縁ということで、右下に説明ございますけれども、宅地、農地につきましては原則として宅地、農地から20メートル範囲内にある1筆を除染。それから、森林、道路は最大20メートルの範囲を除染ということで、こちらは図を右側に、小さいのですけれども、つけております。20メートルを基本としまして、農地や宅地につきましてはこれを途中で区切るということは不都合を生じますので、1筆、まとまった単位で、画地単位で設定をさせていただきます。そういう形で今後外縁につきましては時期を見ながら除染ということを考えていきたいと考えております。

除染解体工事につきましては以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。資料1から4まで全部やってから質疑応答に入ろうかと思ったのですが、資料1の環境再生課のほうが長いものだから、この分先に質疑応答しますので。

質問ある方、挙手してください。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 7ページの事後モニタリングのところで、大分というか、全体で見ても0.61ということで、ちょっとまだ足りないのかなというふうな感じがするのですけれども、これ今事後モニタリングのフォローアップ除染って、結局環境省が環境省の感覚で高いところをやっているのですけれども、実際にはそこの土地の所有者とか、そういう人それぞれによって感覚が違うと思うのです。これ今環境省でフォローアップをやったから、この後いろんな形で住民からまだここ、ここになったときには、それはスムーズな対応はしていただけるということでよろしいのでしょうか。その

1点だけちょっとお伺いします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘いただきました点でございます。こちらは、今も解除済みでもフォローアップさせているとおりでございまして、関係人が、これから町に戻ってくる方、日頃から入られている方もいるかと思います。事後モニタリング、あるいは除染の結果もお示ししていますし、実際戻られて気になる点が出てくると思います。そちらにつきましては、環境省にお問い合わせいただくか、町を通じてでも構いませんけれども、環境省に言つていただければ測定をさせていただきまして、除染ができるような場所、下がるような場所がありましたら除染をさせていただきます。その際いろいろやり取りをすると思いますので、ここが気になる、ここをやってほしいというところがありましたら検討して実施したいと考えております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） まず、5ページの除染拒否9名、これ拒否の方はあと自分でやるようになるよということを理解しての拒否なのでしょうかというのが1点です。

あと、7ページの事後モニタリングによる線量率の変化というところで、私は今までの解除から見て宅地は合格かなと思うのだけれども、この森林が何とかならないかなと思うのです。議会でもう2度ほど現場視察しました。そのときにやはり小良ヶ浜の西願寺の前に森林があったのですけれども、森林のところは森林の中、腐葉土を取ったところ、そこに取り付けてある道路はみんな同じぐらい、1マイクロシーベルト以上あって、これ本当に森林をまとめてやらないと、住宅の中の森林だから、山奥の森林ではないから、ここはきっちりやらないと準備宿泊だったり、あとこれから内閣府がやる立入規制緩和ですと今度は復興拠点に出入りできるようになれば、桜まつりなんかも恐らくは入ってくる人がいるので、そこを歩いてはだめだと、前はバスの中から桜の木を見てくださいというのでやったことがありますけれども、このゲートがなくなればちっちゃい子供まで歩くので、森林除染とか、これを真面目にやらないとちょっと線量は下がらないのかなと、それを感じたので、それ2番目。

もう一点は、危険な建物があります。これ危険なのだけれども、なかなか同意がもらえないのだといつもでも言つてないで、強制的にやる法律があるのかどうか、その辺ちょっと国ではやる気になればやれるのだよということであればやってほしいという、これが3点目です。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘ありがとうございます。まず、1点目の除染拒否の方々でございます。こちらからは、同意をいただけないと除染はできませんということは申し上げてはおりますが、なかなか、ひょっとしたらその辺の危機感というか、除染をしないと線量の影響は下がらないとか、最近ですと議会の視察、前々回の視察の

ときでも未除染の土地の影響というのも見ていただいたところでございますので、ご指摘も踏まえまして少しその説明の工夫をさせていただきながら、どうにかしっかりと我々としても下げていきたいですし、関係人にとっても下げたほうがいいというのをご理解いただけるように説明していきたいと思いますし、環境省だけではなくて町からもまた違った説明の仕方というのもできるかもしれませんので、ちょっとご協力いただきながらこの同意というものを取っていきたいと思います。

2点目でございます。森林につきましては、木が生えておりまして、その木の影響がなかなか懸念されるところで、非常に施工が難しいところはございます。それが平たんなところと、それから斜面になっているところでもまた状況が違うかと思います。斜面につきましては、その根を傷つけて木が倒れるとか、あるいは根で押さえていた土が流れてしまうような状況になると、またこれ大変なことになりますので、特にその平たんな部分で除染ができそうな部分につきましては、6ページの一番下で説明させていただきましたとおり、表土の剥ぎ取り等の追加除染を今進めております。こちらを進めて、この今平均で1.92マイクロシーベルトとなっているところをできるだけ下げていきたいと思いますので、今の時点ちょっと作業中でご報告できないのですけれども、今後その作業が進んでいくて、下がった状況についてご説明できればと思います。

それから、3点目の危険家屋の解体ができないかというところで、こちらも以前も議会からご指摘いただいたいた点かと思います。危険家屋は、町でも把握していると前回やり取りがあったと記憶しておりますけれども、こちらについてはできるだけ同意を取るようにいろんなアプローチをしておりますが、今のところ環境省で強制的にというのが、どうしても個人の財産というところで難しいところがございます。何か方策がないか引き続き、今結論はないのですけれども、考えていきたいとは思うのですけれども、なかなか個人の財産というところで難しいところでございます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご質問ありました未同意の方についてのアプローチということで、町といたしましても、なかなか環境省が言ったのでは、環境省に対する不信を抱いている方というのも中にはいらっしゃいますので、そういう方を中心に町が主導的にこれからアプローチをして、周りの線量に影響するので、除染の同意をということで直接私とかがに向いて説得に当たりたいと考えております。

また、危険家屋の所有者に対しても、今後立入規制緩和や準備宿泊を控え、通行する方が多くなるということもありますので、そういった方が万が一けがするなんていうことがないように、そういう方へのアプローチも併せて行っていきたいと思います。今回特に危険だと思われる方を6件ほど抽出いたしまして、そのうち3件の方からは解体申請が出てきたということで進展しておりますので、今後そのほかの方にも積極的にアプローチをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 課長、町として最悪強制的に解体撤去に踏み切ることはできるか。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） なかなか難しいところではございますが、空家法の空き家の認定であるとか、アプローチの仕方といいますか、そういったところでできないかというところを今後併せて検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町の課長で答弁できる人はいる。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど生活環境課長が答弁いたしたとおりでございますが、特定空家の部分での法律がございます。その部分で町が計画を示し、特定空家だということで認定すれば危険といたして、その判断の下で解体にいくという形の流れはできるかと思っております。ただし、現在富岡町ではまだその計画がつくられていないということ、それから先ほど環境省からも説明ありましたが、1つの財産を行政で執行していくということはかなり大きな一歩を踏み出さなければいけない部分があるので、慎重に議論しなければいけないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長はいる。町道、県道、国道以外は町で大体ほとんど農道も含めて管理しているわけで、その隣接で倒壊家屋が発生したときに町の立ち位置上どうなりますか。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 危険家屋については、基本的に個人の財産ということもございますので、今生活環境課で約五十数件危険家屋ということで把握しているところでございます。そちらを基に個人の方にまずは注意を喚起していただいて、その後どうしてもまだ着手されていないということになれば、我々道路管理者としましては歩行者及び車両通行に対して安全に通行していただくということで道路で規制をかけていく。あくまでも個人の資産については個人の責任の下にやっていただくということになるかと思います。ただ、それができない場合については、繰り返しになりますが、町で通行の安全を確保していくということで、我々都市整備課で道路を規制していきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 関係する課ではよく勉強して、国ともタイアップしながら、絶対に準備宿泊以降、今も一部道路を解除しているわけだから、絶対被災、被る人が出ないような方策をしてください。

戻します。7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の国、町の答弁を聞いていると、個人の財産だからという答弁が多いのです。だけれども、個人が優先されるのか、公共の安全を優先すべきなのか、原点に返ってもらいたいというか、今都市整備課長が言うように公道を通行止めにして、バリケード張って、あなたの危険家屋のためにこの道路が使われないのですよとか、万が一これが崩壊して通行人にけがさせた場合にあ

なたに賠償責任が発生しますよとか、あとは例えばいついつまで同意がもらえないと自己責任になりますよとか、これ半分おどかしになってしまふか分からぬけれども、これ事実は事実だから、今までやはり間に合わなくて除染できなかつた人も発生しているはずなので、もう少しギアを1枚上げて、私が質問したのは法的にやる法律はあるかないかなのです。やる気があるかないかではないです。何か話聞いてみると、やる気がないというのがもう目に見えてくるので、個人の権限は侵せないというのが前面に立つてるので、法的にやれることであれば、今ちょっと話は別だけれども、やはり福島県なんかも立ち退きを裁判にかけるとか、そういうこともやっていますから、こういった問題はもう少し、誰が見てもこれは壊すのは気の毒だよなと、それを壊せとは言つてないのだから、これは壊すのは当たり前なのでしょうというものを今言つてゐるわけだから、個人の財産がどうのこうのなんていふのは二の次にしてちょっと前に進めてもらいたいのだけれども、もう一度環境省に聞きます。環境省は、国だから相当勉強していると思うので、法律はあるかないか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 先ほど町から答弁ありました空き家の対策の法律の関係を一度確認したことはございます。ただ、明確に今できる、できないというのは回答できませんので、環境省だけで所掌している部分ではない部分もございますので、関係省庁、それから町とも相談して法律的に何か強制的にできるようなことがあるかないか確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 復興拠点だから、立入りができなかつたから、どういった定義に基づいて空き家と認定するかはちょっと難しいけれども、誰が見ても10年以上は住んでいないことは事実だし、そういう法律があるのであれば、どんな法律に引っかけてもいいからやはりこういう危険なものは解体すべきだと思うので、その辺はやる気があればできると思うので、ぜひ賠償責任が所有者にはあるよと、そういうような論法を使いながら、拒否している人には期限を守ってください、所有者責任が発生します、これはやってもらいたい。生活環境課長、お願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘ありがとうございます。町といたしましても、こういった危険家屋の所有者であるとか未同意の方であるとか、そういう方へのアプローチの仕方については少し違った視点から同意取得、あるいは危険家屋の解体申請を促すというようなことにつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 原子力対策本部副本部長の辻本さん、何かありますか。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 私の知り得る範囲で空家対策特別措置法について申し上げます。

空家対策特別措置法で特定空家に認定か認めるかした場合、それは基礎自治体から空き家の持ち主

に対して対応するようにという指示を出すことになります。その指示をもってしても空き家の持ち主が対応しない場合、これは基礎自治体で強制執行することになります。問題は、強制執行した場合というのは、それにかかった費用を基礎自治体から持ち主に対して請求することになると、これが空家対策特別措置法の立てつけでございます。今ご指摘あったとおり、現在の事案は避難指示を継続しているという中での帰還困難区域の中にある空き家という特別な事情はあるかと思います。そういう中で、持ち主に対して仮に町が代執行した場合にその費用を請求するということが果たして是となるのか非となるのかという点はあろうかと思います。それも含めてまた関係部署、我々も含めてどういう形がいいのかという点は町とも相談させていただくのが一番よろしいかと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の辻本さんの説明で、結局代執行した場合に土地の所有者に請求するよと、今だったらば環境省がやってくれるので、発生しないのだよと、そういう論法を使ってもらいたいです、環境省にも町の生活環境課にも。やはり選択、今だったらただでやってくれるから、あと解除になって、これ危険家屋だからねと、町で強制的にやつたら代金は請求しますよと、これは説明責任というか、あらかじめ説明すべきだと思うので、その辺は今の辻本さんの回答を聞きながら環境省も少しテクニック使ってください。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。行政代執行というような、最終的にはそうした形になってくる場合もあるかと思います。ただ、いろいろ報道のケースを見ておりますと、かなりもう崩れているひどい状況で、しかも道路にかかったものというようなケースが多いように思っています。そうした状況になる前に解体に着手していただくという形でこの役場庁内一丸となって町民の皆さんにご理解をいただけたと努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） では、町と国に、国も各関係する省庁とタイアップしながら、時間がありませんので、よろしくお願ひしておきます。

ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっと二、三点。

まず、今の7番さんの関連なのですけれども、これ私の考えですが、ここ一、二年では空き家という認定そのものはできないでしょう。国が入ってはだめですよと閉ざしているわけだから、屋根がなくなろうが何しようが空き家という認定は、私は立たないと思いますが、環境省も国も町もその辺の認定は手続すれば立つと思っていますか。まず1点。

あと、7ページ、環境モニタリングの線量率なのですが、除染と月日のせいで大分線量も低減はし

ているのです。その中で、人が住む、準備宿泊するにはある程度影響なくなってきたいるのかなと思うのですが、森林の低減が少ないということで、森林の、里山除染の試験除染をしました。この今言っている森林も多分里山と言われる場所だと思うのです。里山除染の説明は1回来たっかりで、中身が分からぬうちにどこかに消えてしまったのだかなんだか、全然やるふうもないし、計画も立っているのかどうか、その辺私ちょっと不信感持っているのですが、解除区域なんかは里山除染というより森林組合が別な国の補助でかなり里山をきれいにしています。あれも放射線量の低減には私はつながるのかなと思うのですが、その辺の捉え方でこの困難区域の部分で里山除染を徹底してやってくれればかなり低減していくのかなと思うのです。解除まであと1年と3か月しかないですから、その中で徹底してやれるのかどうか。

あと1点は外縁除染です。外縁除染のこの図柄で見てもらうと、右側のこの宅地の部分があります。1筆の宅地は全部やりますよという答弁があったと思うのですが、例えばこの宅地が150坪あって、1筆の位置が100坪で、あの50坪が20メートルから離れている部分と違う筆だったら、これは全部やるのですか。その違う筆の分はやらないのですか。その3点お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘ありがとうございます。3点ご指摘いただきました。1点目は、先ほどの議論の関係でございます。ちょっと現時点で立つか立たないかと分かりませんので、関係省庁に確認をさせていただきたいと思います。仮にできない、現時点帰還困難区域の状況でならないということであっても、恐らく今後解除されていくと状況が変わるということになると思いますので、そこを含めて確認をさせていただければと思います。

それから、2点目の里山の除染でございます。まず、拠点区域の森林の線量の状況につきましてはご報告させていただいたとおりで、引き続き追加除染でさらに線量を下げていきたいと考えております。それで、里山の事業のお話がありました。恐らく里山モデル事業のことかと思います。里山のモデル事業につきましては申請をしていただくような形で復興庁が取りまとめになりまして、関係機関とどこをどうやるかというのを決めて個々に事業として進めておりまして、富岡町につきましてはグリーンフィールドが里山モデル事業を実施しております。そのときの結果としましては、平成31年の頃に測定をして、空間線量率が0.77マイクロシーベルトまで下がったという結果と認識しております。また、里山モデル事業ではなくて、今度モデル事業の次として里山再生事業をやっておりまして、こちらも富岡町で同じグリーンフィールドの関係で選定をされたと認識しております。こちらについては、除染とは別の森林整備ですか測定ということで実施する予定と聞いております。

それから、最後3点目、外縁の関係でございます。これは、宅地が非常に大きい場合どうするかと。先ほど1筆と申し上げました。その土地によっては筆が分かれたりすることもあるかと思います。実際に宅地に限らないのですけれども、農地含めまして現地を見て、地目も登録している地目と現況

が違ったりしますので、現況を見ましてどこまでが一まとまりになるかというのを確認させていただきながら、まとめて複数の筆を1画地という形で対象ということにさせていただきながら進めておりますので、できるだけその住民の方が不都合を生じないように、うちはこう利用しているけれども、一部変な形で切られて除染されてしまって残ってしまうというようなことはないように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） 先ほどの空き家認定の件でございます。行政代執行という最後の手段という認識を持ってございますけれども、こちらについてはほかに選択肢がないような、これを除去をしないと非常にまずい状態というときにやむを得ず選択せざるを得ないという手段の一つと認識を持ってございます。議員ご指摘の空き家認定ができなかったという、先ほど辻本副本部長からも帰還困難区域の中で立ち入ることができなかったという特殊な事情によるものというのが大きいところかと思いますので、この既存の空家法というところで対応するのが適当かというところはよく研究する必要があるかと思ってございます。ただ、そういった最終手段を取らなくてもいいような形で住民のご理解を得るよう努めていきたいということで、重複で大変申し訳ないのですけれども、引き続きこういった方のご理解をいただくよう努力してまいりたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。1点目の危険家屋は、副町長の言うとおりだと思います。ただ、そのままほっておくことはできませんので、町で真摯な対応をして一日も早く印鑑などをもらうような努力をお願いいたします。

あとは、7ページの森林除染なのですが、今環境省の説明だと、町が認定して国なりに申し入れるという言葉がありましたが、今まで森林除染、里山除染の議論は何回もしてきたのです。そこの中で大半の議員は、私もそうですが、山麓線から下はもう全部里山だと、人が生活するのに後ろに行ってサカキを取ったり、栗を取ったり、キノコを取ったり、そうやって生活してきた場所ですから、全て里山だよということでいろいろ議論してきた中で、今の話だと町がそういった認定をしていないというような答弁に聞こえてきたのですが、文化センター、体育館周りは当然人が、体育施設で集う施設がいっぱいありますから、その周りの里山に関しては当然もうきれいにしなくてはならないということでやっていると思うのですが、そこばかりではなくて、やっぱり人が住んでいる場所は富岡町は全て重要なのです。重要なために、夜の森地区も困難区域であったところも現在除染はして人が戻ってこれるようしているわけですから、里山と捉えて全てやってもらわないと困るのです。その辺町が要請すればやるのかどうか、その辺をお願いします。

あと3点目の外縁除染に関しては分かりました。現地を見て丁寧なやり取りをして答えを出しますよということです。ぜひ問題のないような対応をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 里山の関係でございます。すみません。先ほどの説明があまりよくなかったのかもしれませんけれども、一般の森林、不特定の森林につきましては、現状その20メートルの範囲で除染をさせていただいております。特定復興再生拠点の中につきましては、当然線量高めのところがございますので、説明させていただいたとおり、さらに高いところについては対策を取っていくということで、どこも、特に今回の拠点の区域の中が生活をされるような場所の中にその森林のようなものが点在するような場所があると思いますので、できるだけ線量を下げていきたいと考えております。

一方で、先ほど説明したのは、事業として一まとまり一まとまりでモデル事業とか里山再生事業という形でやっているものが復興庁を中心としてございまして、その事業の説明でございまして、ひょっとしたら議員のご指摘とは違ったかもしれませんので、失礼いたしました。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 里山も含む森林除染ということでございますが、まずはこの宅地に隣接するような森林、影響を及ぼすような森林の除染をしっかりとやっていただくとともに、これから来年度、避難指示解除までの間は来年度ですね、避難指示解除後も当然フォローアップ除染ということで、そういういた線量の高い箇所を中心にやはり環境省の除染が続いていくものと認識しておりますので、その中でしっかりと里山と呼ばれるようなところの線量低減に向か、環境省にはしっかりと除染をしていただき、我々も確認していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番議員の町で関与していたというのは里山のことだと思うのだけれども、確かに一番最初、前町長のときに町からお願いしたのは日南郷の話が出て、これが頓挫して、結局は学びの森の周辺となって、そこをやった経緯のことを言っていると思う。森林除染は森林除染で環境省ないし別な部分でしようから、そこら辺はっきり分かるように答弁できるなら答弁してやって。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 里山モデル事業で行ったところというのがグリーンフィールド富岡を中心とする場所で行ったところでございまして、それに基づく結果等々では、その工法等、それを今後の森林除染等に生かすようにモデル事業ということはやったかと認識しておりますので、そこで得られたことをしっかりとこれから今現在行っている特定復興再生拠点区域内の森林にも生かしていくような形で今後進めていただけるよう、環境省にも申入れをしたいと考えております。

○議長（高橋 実君） そのほか補足説明できる人はいるか。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 里山再生事業につきましては、当町においては平成29年度より実施をしております。エリアの選定につきましては、先ほどありましたように町全体として里山でしょうというような議論もありましたが、最終的に多くの方が利用する場所ということで富岡町役場からグ

リーンフィールド東のエリアについて認定を受け、現在も実施しております。事業につきましては、今年でモデル事業3年、モデルが外れて2年目ということで5年目になります。あと町内の整備につきましては、そのほかふくしま森林再生事業というものも行っておりますので、その2つの事業で実施をしております。ただ、線量の低減というところからいきますと、モデル事業につきましては林道と、あとはグリーンフィールド等の施設、そういうものについては剥ぎ取り等を実施しますが、そのほかについては剥ぎ取りを実施しないということで、あまり線量の低減というのを見られないところであります。ただ、放射性物質の移動を抑制するとかというような事業もありますので、町としましてはまず拠点の中は環境省の除染を優先していただき、その後いろいろと計画を考えて、ふくしま森林再生事業であったり、モデル事業の認定を受けられる場所があればそういうところも活用しながら実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。里山のモデル事業をやって、試験モデル事業をやって、結果が出ればどういった方向でやればいいのかということで前に進むのかと思ったら、それはそれで別なのですね。どっちにしてもとにかく線量の低減が一番の目的ですから、何の事業でやっても。この表で分かるとおり、森林がやっぱり一番強いということで、人を戻すにはそういうところを解消していくないと、人が生活する上では絶対この里山的な山には人が入りますから、まさかロープを張って進入禁止にしておくわけにはいかないですから、その辺をどういった事業でもいいですから今度の除染の中でも全てやってもらって、また後で線量が低減しなければ追加除染も多分あると思います、今もこの間現地を見たときもやっていましたので。そういうことをとにかく期待できる線量まできちっと下げていただくのが我々の求めるところですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 答弁はいいですか。

○9番（渡辺三男君） いいです。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私からちょっと、聞き逃していたら申し訳ないのですが、2ページの解体状況につきまして、11月上旬までに立ち入らなければ1月までに解体完了させることができないということだったのですが、69件が11月上旬までに立会いに至らなかったということで、現在この方たちはどういう状況で、工事はどのように進んでいくのかを教えてください。

あと7ページにつきまして、事後モニタリングによる線量変化、かなり減ったかと思いますが、それでも基本的に0.23マイクロシーベルトを目指していくのであれば、まだ高い線量の状況だと思っております。危険な状態で準備宿泊させるというのは、なかなか難しいのかなと私は思っているところなのですけれども、ただ準備宿泊される方の宅地であったり、住宅であったりを除染して線量を低減

させたところで、もしかしたら周りの状況が線量が高い、周りの道路が線量が高いとか、森林が線量が高いとか、そういうものを把握せずに準備宿泊される方がいるのは困りますので、そういうところの対応をどうされるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘を2点いただきました。まず、解体の関係でございます。解体につきましては、11月上旬までにと書かせていただきました。これは、解体工事に入るためには、まずその日程調整からになりますけれども、立会いをさせていただいて、現地でどこを残したりどこを解体するか等を実物を見ながら間違いないように進めております。その上で工事の手配をしまして、内部の動産物ですとか、外に置かれているものの処理とか、そこから上屋解体等、いろいろ足場組んだりとかございますが、そういう日程を組むことを考えますと、現在の工期ですと工期は3月15日までになっておりまして、精算の手続を考えますと、この工事の予定で示しておりますとおり1月の中旬から下旬までで工事はちょっと動けなくなってしまうということになりますと、そこに間に合うタイミングとして11月上旬までに関係人立会いということで書かせていただいております。ただし、それ以外新しく立会いをして工事ができるような状況が整うといった方も出てきておりますので、こちらにつきましては工期の延伸ですか、あるいは次期工事で工事を進めていけるように、できるだけ早く解体工事を進められるようにしたいと考えております。

また、この69件の内訳でございますけれども、申請はいただいたのですけれども、書類に不備があるような方も例えば17件ほどございますし、東電賠償が終わっていないため、解体ができないような方ですとか、近々に申請書を出されたような方も20件ございますし、いろんな理由ですぐに工事、あるいは立会いができないような方がございます。こちらもできるだけ着手できるように手続を進めまして、でき次第早期に解体に入りたいと思います。

それから、線量の関係でございます。我々としましても長期には0.23マイクロシーベルト、年間追加被曝の1ミリシーベルトというところを目指してということでできるだけ除染をさせていただいて、できるだけの低減をさせていただきながら、住民の方が戻っていただくときに不安にならないように、できるだけそういうものを、障壁を取り除いていきたいと考えております。今後どこのタイミングでというのはちょっと分からないですけれども、まず今お示ししています資料は平均の空間線量率は地目ごとだけになっておりますが、今後それは例えば地理的にまとめるようなものも作ってまいりますし、また個別には関係人の方にはご報告しておりますけれども、今後避難指示解除に向けて住民の方にご説明するような機会も出てくるかと思います。そのときにも改めて、多分関係人の方はご自身のお宅のことは情報は分かるかもしれないのですけれども、それ以外のことはなかなか知る機会がないと思いますので、地域的に周りがどうなっているかを含めて丁寧に説明していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。解体状況については、もう議員皆さんからさんざん早くしてほしいということで言わわれているかと思いますので、そちらはもう速やかに進めていただければと思います。

7ページの事後モニタリングによる線量変化につきましては、こちらは先ほどありましたけれども、平均値を取っていると思いますので、これよりも高いところ、低いところあるかと思います。準備宿泊となれば内閣府なのかもしれませんけれども、準備宿泊をされる方の体に影響がないような、心配ないような形で、周りの道路であったり森林であったり、そういったところも含めて、もし線量が何マイクロシーベルトありますよとか、そういったことをお伝えした上で準備宿泊をしていただく、そういうことも重要なのかなと、準備宿泊される方に情報提供してあげて準備宿泊を本当にできる状態なのか判断してもらうというのも必要かと思っています。フォローアップ除染で低減していただくことが本来なのですけれども、もしこの状態で準備宿泊が進むのであればそういったことも、情報提供についてもしっかりとしていただいてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘を踏まえまして、しっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） よろしいですか。

ほかにありますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 除染解体拠点内のところでは、これから予定されている準備宿泊と、準備宿泊のスタート時期によって避難指示解除まで関わってくると思いますので、確認させていただきます。

4ページの除染の状況、特にその4工事の状況です。先月末、議会でも再度中の今の進捗状況はどんな感じかというのを見に行かせていただきました。前回と比べて少し動きは出てくるかなというような感じを私は持ちましたが、この4ページの表を見ると、10月3日現在の着手と完了の割に、今月末はかなり着手と完了の割合については60%ぐらいまで上がっていくよというような進捗予定になっておるのですが、これが本当にちょっとどうかって、この間視察した状況の中だとちょっとにわかには信じがたいのですが、これどのような考え方というか、恐らくそれ元請と打合せの中で出てきていると思うのですが、環境省としては、この1か月でここまで進捗率が上がるというところはどういった管理をしていくのかなと、考えているのかというのを聞きたいのが1点と、あと7ページのところなのですが、これ事後モニタリングの線量率変化、これというのは拠点だけの事後モニタリング結果なのですか。ちょっと私この下の表を見ると全体的なのかなと考えていたのですけれども、その辺り、拠点分だけかどうかというのを教えてください。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 1点目、工事の進捗管理でございます。除染の着手、4ページでございます。青い色、12月3日現在、着手が29.4ヘクタール、完了が5.1ヘクタールございまして、これが結構大きな、着手をしている割には完了に差があるということでございます。こちらは、内訳を見ていただきますと、農地と森林のところが特に着手に対して完了が遅れております。こちらは、農地も森林も作業が幾つもございまして、作業自体は入って、もう少しで完了なのですけれども、完了として計上されていないものがございます。これが今週、来週数字としては上がってきますので、今見た数字そのものを見るとその途中段階が反映されないので、数字としては小さいのですけれども、これは確実に数字としては上がってくる予定となっております。また、ほかの点含めましてしっかりと監督をしていかないといけないというところがございますので、今毎週の工程会議をやっておりますけれども、担当だけではなくて省内幹部含めてチェックをしているところでございますので、ここはしっかりと1月末までにこの数字、除染では39.1ヘクタール、解体70件と上げさせていただきますけれども、こちらが実現できるよう福島地方環境事務所としましてしっかりと監督をしていきたいと考えております。

それから、2点目の事後モニタリングの対象の区域でございます。こちらは、対象は拠点の区域のみとなっておりますので、解除済みの区域は含まれておりません。時期を見ていただきますと、非常に古いものもございます。2013年からのものもございます。こちらは、拠点の制度が始まる以前からインフラの関係で除染を先行的にやっている部分もございまして、一部時期としては古いものもありますけれども、場所としては、地点としましては拠点区域の中のみとなっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。この除染と解体が進まないと準備宿泊に影響が出ますし、先ほど言ったように最終的に避難指示解除にも影響が出ます。12月末の結果は、また1月にある程度まとまった時点で、情報だけで結構ですので、そういう情報、どのくらいの進捗ですというのを出していただければありがたいなと思っています。1月末に向けて、先月末に1度中を見させていただきましたので、また1月末なのか2月頭なのか、その辺りで必要があればまた確認させていただきたいと思っておりますので、その12月の結果を進捗状況が分かり次第情報としていただければと思います。

あと事後モニタリングの件、7ページの件ですが、古い、2013年ぐらいからの資料が入っているとすれば、施工前のデータが。そうすると、低減率がかなり出ていますと言われても本当の、実際に除染に着手する前のデータではないかもしれないで、この辺ちょっと若干差が出るのかななんて思うのですが、そこも考えます。それと前回こちらは避難指示解除している地域もありますので、そのときにどのくらいの線量で避難指示解除になりましたよというようなデータも出していただければ、そ

こを見ていらない議員の方もいらっしゃるので、その辺りも参考になるかと思いますので、もし今後そういういったデータを出せるのであれば出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 解体の工事は、しっかりと監督をさせていただきます。

事後モニタリングでございますけれども、こちらは除染前後の低減率というものをしっかりと測ることで直前と直後を測定させていただいておりますので、どういう切り口で見るかによって測定の仕方はあると思いますけれども、前後の数字につきましては除染をするところを起点に、前と後とできるだけ時期を置かないようにしてどこの除染の場所も測定をさせていただいております。一方で、事後モニタリングにつきましては、2020年の9月から今年の10月30日までの測定と書かせていただいておりますけれども、こちらは最新の状況ということで最新の線量率を把握をさせていただいておりますので、そういう形で測定をしているものとご理解いただければと思いますし、また来年度も事後モニタリングを行いますので、そこでさらに最新の、いろんな除染がさらに進んだ状況というのもご報告できるのかなと思います。

それから、ご報告につきましては町と相談させていただきまして、どのようにご報告するのがいいかを検討させていただきたいと思います。

解除が済んでいる区域についての当時の線量率なですけれども、平成28年の12月のデータとしまして、全地目で0.65マイクロシーベルト、宅地が0.53マイクロシーベルト、農地が0.49マイクロシーベルト、森林が1.39マイクロシーベルト、それから道路が0.62マイクロシーベルトということになっておりまして、こちらも詳細につきましては町と相談してご報告させていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 1点目の除染の状況についてちょっと補足させていただきます。

町といたしましてもこういった状況をしっかりと把握していかなければいけないということで、毎週環境省に行っていただいている工程会議、その次の日にその結果の報告を、会議を設けて、ウェブ会議になるのですけれども、その中でしっかりと資料を共有してその状況というのを確認しております。今回12月末に向けてということで、その辺りの数字についても町でしっかりとその報告を受けて、町から議員各位へそのデータについて提供したいと考えておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 若干補足をさせていただきます。

今回は、工事がずれ込んだということもございまして、段取りとしてまず着手をするというところに重きを置いてきたというのがございます。着手をしないと終わりませんので、とにかくある程度、

一月、二月ぐらいで着手をすれば終わりますので、まずは着手をするというところで着手の率を上げてきたというのがこれまでのオペレーションでございました。それに当たって、どうしても住民の皆さんの同意ですか、あるいは立会いといったものが必要になりましたので、そこに時間がかかっていたというのがございます。ただ、着手率を見ていただきますとそれなりに上がってきてているかと思いますので、あとは肃々と工事を進めていくということで、そういう意味で12月末にはかなり完了の数字も上がってくるだろうということでございますので、またこの状況につきましては適時町にも共有をさせていただきまして、早く皆様にご安心いただけるような状況をつくってまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なかつたら、議長から1つお願ひしておきます。12月末というのが今出ましたので、数字上はいいですから、準備宿泊区域、拠点整備の平面図を宅地、農地、森林関係等々の着手していないところ、あと解体の建物も全部ポイントを落とされるでしょうから、どこが残るようになるのだから平面図に落として、12月末のときに議会事務局長宛てに10人分配付してください。25日になっても26日になっても27日になっても。いろいろあって12月中には無理だというのであれば、1月の早々に。文書の数字ではなく平面図に落としてください。私からお願ひしておきます。

それでは、2時半まで、空気の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 2時21分)

再 開 (午後 2時30分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、資料2、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、輸送課、杉課長から説明をお願いします。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 私からは、令和3年度の中間貯蔵施設への輸送状況ということで、資料9ページでございます。中間貯蔵施設への輸送状況ということで、年度末までにおおむね搬入の完了を目指すということで進めております。あともう一点、特定復興再生拠点区域、これについても発生した除去土壌等の搬入を進めるということで進めております。下に県全体の令和3年度の輸送実績、令和3年11月30日時点の輸送量と輸送車両数を記載してございます。特にその下の段、富岡町内からの輸送ということでオレンジ色の枠組みをしてございます。令和3年度予定につきましては37万5,000m³ということで、輸送量、総輸送車両数。輸送量につきましては約7割の進捗でございます。

続きまして、10ページ目でございます。同じく令和3年11月30日時点ということで、昨年度の実績と今年度の実績はオレンジ色と、昨年度は緑色と棒グラフで各月ごとに示してございます。全体の輸

送量が今年度は減っておりますので、昨年度より少なめに推移してございますが、11月にピークを迎えまして、今後3月、年度末の収束に向けて少しずつ縮小していくといったような推移の見込みでございます。

続きまして、11ページ目でございます。富岡町内の仮置場の状況、輸送状況、輸送実績を左側の表に示してございます。右手にそれぞれの仮置場の地図を示してございますが、仮置場の状況につきましては松ノ前仮置場、それと深谷3仮置場、これについては既に輸送が終了してございます。その他の仮置場につきましても今年度末に輸送が終了するという見込みでございます。輸送は、順調に進んでいる状況でございます。なお、下に注意書きが記載しておりますが、今後特定復興拠点区域からの土壌も入ってくるということで、この辺また調整しながら輸送を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、12ページ目でございます。富岡町内の輸送の道路を示してございますが、右手に示してございます青実線のルート、このルートを使って輸送を実施するということにしております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 資料2、輸送課の説明が終わりました。

質問のある方いますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということですので、次に資料3、13ページ、仮置場対策課、澤課長、説明お願いします。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） ありがとうございます。それでは、資料に基づきご説明申し上げます。

仮置場の原状回復等について、13ページをよろしくお願ひします。前回協議会でもお示しさせていただいた資料の中で、それを更新しております。地図の中、青色の部分が今年度、令和3年度工事で工事を始めている部分でございます。工事の内容は、前回お伝えしたとおり、復旧工事のうち、上に置いてあるものの撤去の工事を進めているところです。資料中、黄色の枠で囲ってある場所がございます。これが前回の資料から少し変更を加えている場所です。赤坂と言われている地区、それから松ノ前と言われている仮置場、この2か所については先ほどの説明があったように撤去が進んでおりまして、着手可能になったエリアがあります。そういう箇所から順次令和3年度中の工事も変更して、できるところから着手しておるところでございます。地図の下の黄色の部分、深谷2と書いてあるところでございます。こちらは逆に、深谷2仮置場はかなり広い仮置場でしたが、こちらの部分は全て工事する予定だったのですけれども、現状を見てみると非常に軟弱地盤であることが分かった箇所でございます。そこで、令和3年度についてはその中の一部分だけ着手して、状況を確かめて令和4年度以降残りの撤去工事を行おうとしているところでございます。

あと本文中にも書いてございますが、この地区の今後の原状回復の進め方については、富岡町とも協議をしてどのように返地をしていくか、復旧を進めていくか、この辺りを議論していきたいと思つ

ております。

簡単ではございますが、以上です。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

資料3、13ページ、仮置場対策課に関して質問のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということですので、次に資料4、14、15、16、17、18ページ、廃棄物処理施設運営管理室、西山室長から説明。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） では、資料に基づきまして特定廃棄物の埋立処分事業の状況等についてご説明をさせていただきます。

14ページを御覧ください。輸送、埋立ての実績といたしまして、事業の進捗について搬入数を袋数で表したものがございます。喫緊の状況でございますが、令和3年の10月におきましては実績といたしまして4,827袋、これまでの累計といたしまして20万932袋の搬入をさせていただいているところでございます。施設全体の推移といたしまして、参考までに写真をお示ししてございまして、現状、11月中旬の写真でございますが、右下にお示しさせていただいたような工事の状況でございます。

15ページ目でございます。埋立実績と埋立計画についてでございます。特定廃棄物の埋立期間、開始から約6年ということでございますが、令和5年度までの特定廃棄物等の埋立てにつきましては約30万袋を計画しているところでございます。令和2年度末には約57%の埋立てが完了してございます。また、特定廃棄物の埋立て完了後も双葉郡8町村の生活ごみにつきましては引き続き約4年間の埋立てを行う予定でございます。ざっくりではございますが、計画につきまして実績と併せて以下の棒グラフをお示しをさせていただいているところです。令和3年度につきましては、全体で累計といたしまして約22万袋、令和4年度につきましては約27万袋、令和5年度以降につきましては約30万袋を計画しているところでございます。こちらの計画についてでございますが、令和3年の10月時点の見込みでございますので、変更の可能性が今後生じる可能性がある旨、ご承知おきいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、16ページ目でございます。環境モニタリングの結果でございますが、モニタリングの計測箇所につきましては、従前のとおり右の漫画の中でお示ししたポイントでそれぞれ環境影響に係る測定を行っているところでございます。モニタリング調査の実績といたしまして、その下のアのグラフでございますが、敷地境界における空間線量率といたしましては、喫緊、令和3年の10月までのデータを追加させていただいているところですが、異常値等が見られているものではございませんでした。また、横のイにつきまして、施設下流域の河川水中の放射能濃度につきましては、平成29年の7月から令和3年の8月にかけてこれまで16回実施をしているところでございますが、全て検出下限値未満であることを確認している状況でございます。

次の17ページ目でございます。令和3年度の輸送についてでございます。今年度の4月から9月につきましては2万5,474袋を輸送させていただきまして、10月以降は約2万5,000袋を予定してございます。それで、年間では約5万袋を輸送する予定です。輸送車両が集中する国道6号における輸送台数といたしましては、最大65台パーザーという程度でございます。また、富岡町内からの搬出につきましては、令和3年から4年度中をめどにおおむね輸送を完了する予定でございます。双葉郡8町村の生活ごみの搬出につきましては、令和3年度中は1,200袋程度の輸送を予定してございます。搬出場所から国道6号線までの搬出ルートにつきましては、他の環境省事業の搬出ルートと統一というところでございまして、右の地図をごらんいただければと思います。今回町内からの搬出ルートといたしまして赤線でお示ししているところでございますが、この黄色の搬出場所から6号線に入るルートにつきましては、富岡町役場と書いてある上に無人管理ゲート（ナンバー50ゲート）とございますが、ここを通って6号線に入るというルートで現在運用させていただいているところです。

では、最後18ページ目でございます。町内に設置させていただいている特定廃棄物埋立情報館リップルンふくしまにつきましてご説明をさせていただきます。10月31日時点で累計5万3,841名の方にご来館をいただいてございます。新型コロナウイルスの感染防止対策を図りながら、引き続き地域に根差した活動を実施してまいりたいと思ってございます。トピックスといたしましては、11月1日に富岡第一小学校、第二小学校の皆様がご来館をいただきまして、環境学習をこちらで実施いただきました。また、10月27日からオーガニックコットンの加工イベントを開催いたしておりまして、町民の方にもご参加いただいているところでございます。また、左下でございますが、リップルンふくしまで実施してございますエコ工作がございまして、この中で考案された商品券入れが富岡町のふるさと納税の返礼品、宿泊券を入れるケースとしてご利用いただいているという状況でございます。また、冬のイベントといたしまして12月25日から1月10日を予定してございます。

環境省からの資料につきましては以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

資料4、14、15、16、17、18ページで質問ある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わりますが、私から一言お願いしておきます、環境省に。特定復興拠点も白地地区も一切合財、町道、県道とかいろいろな名目の道路があると思うのですが、事業で使った道路の破損箇所、舗装関係とか、そういうのは即座に、巡回までして歩けとは言わないから、町とかにそういう苦情が行ったときはすぐ対応するように業者の手配をよろしくお願いしておきます。ましてや今から雪が降りますので、除雪にも支障が出ますので、全部環境省が責任持って補修も除雪もやって

もらえば一番いいのだけれども、そういうときは、苦情の電話が行ったときは即座に元請業者を呼んでもすぐやらせるような対応をしてください。私からお願ひしておきます。よろしく。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 2時44分)

再 開 (午後 2時45分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2、特定復興再生拠点区域内への立入規制緩和についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、特定復興再生拠点区域内への立入規制緩和案について説明させていただきたいと思います。

この件は、9月全員協議会で説明いたし、防犯、防火対策の強化と早い時期の実施などのご意見をいただいたところであります。それらのご意見と関係機関の取組などを伺いながら、内閣府等と協議を進め、本日説明する機会をいただきました。説明に当たりましては、準備宿泊を含めた説明をすべきであるということは十分承知しておりますが、環境省による除染解体の進捗状況や除染後における事後モニタリング結果など、準備宿泊への判断材料が整っておりませんので、本日は立入規制緩和に絞って説明をさせていただきたいことを何とぞご了承いただきたいと思います。

それでは、大変失礼でございますが、座って説明させていただきます。まず、表紙でございますが、特定復興再生拠点区域内への立入規制緩和の範囲と時期については、区域を特定復興再生拠点区域全域、時期を令和4年1月26日午前9時からと考えてございます。

2ページ目、3ページ目をお開きいただきたいと思います。9月全員協議会において検討、手段でございますが、日中開放による立入り緩和と全開放による立入り緩和、この制限あり、なしで検討を進める旨、説明させていただきました。その途中経過の過程も含めて2ページ、3ページに示してございます。なお、制限あり、なしに問わらず新たに2つのゲート、新夜ノ森東ゲートと旧富岡消防署東ゲート、それから特定復興再生拠点区域の内と外の境界にバリケードを設けることになります。

それでは、2ページ目から順を追って説明をいたします。まず、制限ありでは通勤帯などの交通量を参考に時間帯を午前7時から午後7時、19時の12時間と設定いたしたところでございます。制限ありの入退域は、既存ゲート、7ゲートとなります。富岡インターフェースから国道6号方面への通過利便性を高めるため、桜通りと6号の交差点ゲートを使用できるよう協議し、合計6か所からの入退域ができるまでに調整をいたしたところです。長所は、夜間の立入規制の継続による安心と活動時間の延長が上げられます。短所としては、道路沿いの住宅と拠点内部の住宅とで入退域での時間的な公平性が取れること、退域の時間間際ににおける対応を警備会社に依頼することを想定する中、退域対応

に追われて本来の警備業務に支障が生じるおそれ、それから退域誘導の徹底などが上げられます。

次に、制限なしを説明させていただきます。3ページを御覧いただきたいと思います。制限なしの場合は、自由な立入りですので、長所と短所のみ説明をさせていただきます。長所は、自由な立入りに伴い、国道6号及び県道小野富岡線は特別通過交通から自由通行になり、歩行及び2輪車走行が可能となること、警察や消防、救急などの初動対応の迅速化が図られること、先ほど制限ありで短所で上げた道路沿いの住宅と内部の住宅の公平性を保たれることが上げられ、短所としてはゲート及びバリケード撤廃による安心感の低下が上げられます。

続いて、4ページを御覧いただきたいと思います。この制限あり、なし、それぞれの手段を用いた運用体制でも実施可能となるよう国との協議を行い、調整をいたしました。ここで、4ページには助言と防犯防火対策ということでまとめさせていただいたところでございます。先ほどの制限あり、なしにかかわらず、双葉警察署、それから富岡消防署に助言を求めたところ、ともに制限なし立入規制緩和の助言をいたしましたところでございます。加えて、両署の取組姿勢を確認いたし、特に夜の森駐在所を拠点とする防犯パトロールの強化を要望いたしたところ、前向きな回答をいたしましたところでございます。また、犯罪の未然防止策、火災予防といったしましては、従前の取組の継続、拡充として民間警備会社のパトロールの増や富岡町消防団の夜警範囲の拡大などの取組を実施いたします。これらを踏まえ、制限なしによる立入規制緩和を町執行部案としてご提案いたしますので、議員各位からのご意見をいただきたいと思います。

次に、5ページ、今後の予定を御覧いただきたいと思います。本日立入規制緩和に係る範囲、時期、手段の3点を説明させていただきました。12月9日以降、明日以降でございますが、周知チラシの作成や新ゲートなどの設置、警察署及び消防署への再度の協力依頼を行い、立入規制緩和に向けて取り組みたいと考えてございます。1月26日の立入規制緩和以降は、準備宿泊に向けた取組として、上水道の使用に関する意向調査を実施する予定でございます。

資料6ページ以降でございますが、情報といたしまして特定復興再生拠点区域内における上水道復旧状況や今後の道路復旧工事の予定、それから双葉警察署管内の犯罪発生件数や双葉郡内の火災発生件数、立入規制緩和後における各対応などを情報としてまとめさせていただきましたので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 警備上のこと2点ほどお聞きします。

まず、制限あり、制限なし、2案出していただきまして、実際私的にはなしが活用しやすいのかなと思うのですが、ただ1点問題が出てくるのは日中、もちろん夜間も含めた警備上の問題、防犯上の問題、これをただここに書いてありますが、各方面はもちろん協力的にされていくと思うのですが、

その中の夜間、夜間の状況下、その警備状況はどうなっていくのか、その1点を聞きたいのですが。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 立入規制緩和後の夜間の警備状況ということで、現仕様におきましては解除済み区域も含めて全部で4台、うち1台は必ず帰還困難区域に滞在することとしておりますが、この規制緩和に向けた対応といたしまして、解除済み区域を含めて全部で5台ということで、そのうち2台は帰還困難区域に滞在をし、この2台のうち最低でも1台は拠点の中、こちらを巡回するものということで増大の変更を今後予定しております。こういったことで、意向調査であるとか解除に向けた懸案事項として防犯対策の充実が上げられる一方で、毎年億単位の委託経費というのは発生しておりますが、今回こういったことで規制緩和を行うための安全、安心材料ということで、今回警備の委託業務を1台増大ということで現在進めておるところでございます。なお、こちらにつきましては12月定例会の補正予算にも計上しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

それとあと、夜の森地区におきましては駐在所等があると思うのですが、駐在所はやっぱり防犯上、また保安上起点になると思うのですが、この活用はどうなっていくのか。

あと今は消防団に回っていただいているだけでも、基本的に火災、防火関係も踏まえてこれからどう持っていくか、ちょっとこの2点教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 夜の森駐在所につきましては、先ほど企画課長からの説明もありましたとおり、こちらを拠点とする防犯パトロールの強化について、警察署では前向きに行っていきたいということで回答をいただいております。なお、建物の工事を進められておりまして、そちらの完了については確認をしておりまして、今後その再開方法について県警本部も含めて協議を進めていきたいと考えております。

それから、防火体制ということで、昨年まで行っておりました消防団によります夜警、こちらがこれまで週に1回、冬の間計8回、それを拠点は帰還困難区域を除く地域で行っておりましたが、この冬からはそれを週に2回、火曜、木曜ということで、範囲につきましても特定復興再生拠点区域を含めた形で夜警活動をしていただくということで消防団のご協力も得られることとなっておりますので、そういった形で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 警察の話だけれども、町長か高野副町長、何かある。

高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 警察とは、この準備宿泊を見据えた立入規制の緩和ということに向けて、

まず双葉警察署と協議をさせていただいておりました。この防犯体制の強化ということで、警察の役割は非常に重要であるという認識を当然持っていたいというところで、前向きに検討していただいているところではありますけれども、規模、予算等々含めまして、もう少し中で検討が必要というところで、具体的な決定についてはまだ県警内部で検討中でございます。きっと、こんなこと言つてはなんですけれども、前向きに検討、実施していただけると期待をしているところであります。

○議長（高橋 実君） 解除に向かって、改修とかなんかが間に合わないときは夜の森駐在所は使えないでしようから、双葉署を使いながら必ず、特に夜の部分は2台なら2台巡回できるように執行部からもきつく、出先で済まないのならば本部によろしくお願ひしておきます。

ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 特定復興のところが一步先に進んできたということで、非常にありがたいと思います。私としては、この制限なしの入退域でお願いできればと思います。

そんな中で、何点か質問させてください。まず、立入規制緩和の案のしょっぱなのところに、1月26日水曜日の午前9時ということで平日になっているのですけれども、これを案として上げた経緯をちょっとお聞かせください。

それから、4ページ目の防犯のところなのですけれども、一番下の車両認識防犯カメラの件なのですけれども、既存対策の継続と書いてあるのですが、実際にこの地図を見ていただいても主要な町道の道路が新たに通れるようになってくるわけですけれども、そこは今まで片側にはあって国道側にはないところがたくさんあるのですけれども、その辺も少し強化していただけると、夜間の不審車両の行った、来たを考えるとより安全なのかなと思うのですけれども、その辺のお考えを下さい。

それから、5ページのところの最後に、上下水道の使用に関する意向調査というのが出ているのですけれども、その後ろの細かいところを見ると、立入り緩和のときには上下水道は使えないとなっているのですけれども、ここは使えないということは使えるようにする努力をしていないのか、どうしても物理的な要件で使えないのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 私からは、1点目の期日の設定について説明させていただきたいと思います。

本日説明させていただき、ご確認いただくような形になるかと思いますが、その後動くとなりますと、周知チラシの関係が1月7日の広報で発送するような形になります。町民の皆様のお手元に届くのは1月中旬以降となりまして、周知ができるとなれば1月下旬という形になるのですが、やはり初日となりますと問合せがかなり多いだろうと想定しました。仮に金曜日、土曜日になると、問合せが日直の対応となってしまうおそれがありますので、余裕を持った水曜日という形で真ん中に取らせていただいたところでございます。なお、時間については新しいゲートも9時からスタートするという

ことありますので、同じく9時という形にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 2点目の車両認識防犯カメラについてでございます。こちらは、まずは町村境、大熊町との境、川内村との境、檜葉町との境、隣接する町村との境には上下線ともきちんと車両認識の防犯カメラがついており、なおかつ特定復興再生拠点区域内に9か所こちらは設置してございまして、そちらの中で対応できると我々では思っておりますので、これらの防犯カメラの対策の継続ということで今回資料に記載させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 私からは、上下水道の使用についてということでお答えさせていただきたいと思います。

議員がご懸念いただいているのは、6ページにおける3か所の上水道の使用が厳しいという、復旧が行われるのは厳しいというところかと思います。こちらのエリアにつきましても双葉地方水道企業団と都市整備課で相談させていただきまして、意向調査に基づいて意向のある住民の方については近隣の水道が通っているところから仮設を使っても給水させるということで、こちらは水道企業団と調整がついているところでございます。あと、現在もまだ本管をいろいろ調査しているところがございますので、新たにそういうところが出てきたとしても、意向調査において使用したいという住民の方については全て使用できるような形で調整してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 日にちの設定につきましては、いろいろ考え方があろうかと思うのですが、これは役場で考えていくことなので、特にとやかくは言いませんというか、それで結構です。

防犯、防火のところで、生活環境課長は今の状態で大丈夫だと言っているのですけれども、住民の懇談会がなかったので、いろいろとあろうかと思うのですけれども、私は個人的に自分で戻りたいので、早くバリケードを外してくれというほうの人間ですけれども、中には非常にバリケードを外すこと自体を心配している住民がいるのも町では把握していると思うのです。そんな中で、今まで行き止まりだったところと、それが行き止まりではなくなった状況にあったところで同じで大丈夫ですというのは、上下線についていますというのはちょっと違うのではないかと思うのですけれども、どんどん、どんどん進めていくことも大切なのですけれども、心配している住民を置き去りにするのではなくて、その人たちにも安心してもらって避難指示の解除へ向けていく一つのスタートにしていただきたいと思うのです。そのために何が必要かということも検討していただきたい。

それから、水道ですが、意向調査をしてからということなのですけれども、基本的に準備宿泊をするためには、10年以上全然使えない状態だったので、この立入り緩和から準備宿泊が始まる間に、例

えば家の掃除をしたりとか、いろんなことが必要になってきます。そのときに水道が使えないとかいうことになると、電気も同じことなのですけれども、水道が使えないというのは何のために立入りの緩和がされて、昼間だけではなくて、せっかく夕方とか暗くなってからもある程度掃除とかできるわけですけれども、そこで水道が使えないというのはちょっと考えにくいのですけれども、そこはどういうことなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 1点目の防犯カメラにつきまして、ご助言ありがとうございます。まずは、帰ってくる予定の住民の方の目線に立った形で再度検討をしていきたいと思います。その際には、双葉警察署なんかの関係機関の意見も聞きながら、増設する必要があるかどうかとかいう、その辺りの議論を進めたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 先ほどの準備宿泊の前の自由立入りから水を使いたい、当然のお話だと思っております。そちらにつきましても、使用申込み、取りあえずは自由通行になります。帰ってきたときにお掃除をする、その場合についても水道企業団に申し出て開栓していく形になります。その中で、このエリアにおいても当然そういう対応はさせていただきますので、仮設のパイプを回してでも給水できるような形でということで、そちらについても調整させていただいております。

すみません。1点足りなかつたかと思います。こちらの本管につきましては、一定の区間ごとに徐々に水圧をかけていきながら調査しておりますが、一部漏水が確認されたりしているところがございます。そちらにつきまして、まだ確実に給水が可能だということにならないもので、そのエリアにつきましては近くの水を、圧がかかっている本管から仮設を使ってでもそのお宅に給水するという形で進めているところでございます。今現在徐々に全体の復旧に向けて企業団で取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） あと説明する課はいますか。住民課ない。

住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 規制緩和がされて、いち早く住宅等の修繕等に向けて水道、または電気、ガスというようなお声が、考え方がありますが、年内中にはそういったものの準備が整うということで、それがあつて1月の26日というような考え方で来たものですから、水道等を利用することについては支障のないように考えたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 資料の9ページ、真ん中の列の上、電気、水道、ガス、立入規制緩和後における各対応、上から電気、ガス、水道、水道の1番目の丸、立入規制緩和時は使用不可。今の住民課長の話だと、これはこの活字は間違っているということの解釈であるのですけれども、それでよろし

いのかということと、本当に1月26日から水道は使用できるところ、できないところはあるにしても、できるのかということをもう一回はっきりとちょっとお答えください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、水道の件でございますが、双葉地方水道企業団とかなり濃く協議をさせていただきました。先ほど住民課長から答弁させていただきましたが、そちらを訂正させていただきます。9ページに記載しているとおりでございます。その中で、水道企業団では当然水供給関係だと上水道担当者、それから下水道担当者の立会いが必要でございます。仮にご自宅に通水した際、そのご自宅で漏水が確認されるということも十分あります。そういうことがありますと、給水開始のときには必ず3者が立ち会うという形になりますて、どうこなしても1日3件、4件が限界でございます。加えて、物理的な話という話も出たこともあるのですが、人的リソース関係も申し上げたいと思います。あまり申し上げたくないのですが、同時期に大熊町、双葉町も動いているような形で、全てを双葉地方水道企業団が担っているという部分でございますので、その辺のやりくり等も含めますと、私どもにはその立入規制緩和のときにぜひという話はずっと交渉していたのですが、かなり厳しいという旨の説明を受けたところであり、代わりと言ってはなんですが、準備宿泊のときに水道開始を受付したいという旨を前倒ししてもらって、4月中旬にはもう受付できるような形でお願いしたいということで、そこをのんでいただいた部分がございます。そんなことも話をさせていただいたところがありますので、議員にはちょっとご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） では、私からお願ひ。町長が行っているのだから、そこら辺は理事会でお願いするところがほかの町村とダブったとしても、調整できるようよろしくお願ひしてください。水がなければ何にもできませんので、私からもお願ひしておきます。

あと関係する課長も、ただ自分の部分だけできる、できないの判断でなく、総体的に考えてできるように、仮に4月何日になるのだから分からぬけれども、来春スタートするときに、何だ、これでは何目的で準備宿泊に行くのかと、ならないようにだけ、待ちに待った準備宿泊なのだから、そこの点は各課長も同じ考え方で、よろしくお願ひしておきます。

町長。

○町長（山本育男君） ただいま議長がおっしゃられたとおり、水道企業団にも、また双葉署をはじめ県警にも要請をきっちりしていきたいと思っております。また、ただいま議員皆様からいろいろなご意見をいただきまして、その多くが住民の安心につながる防犯、防火対策関係の取組強化だと受け止めております。特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指す上で、立入規制緩和、そして後々の準備宿泊は帰還を望む方々の清掃や住宅の修繕、事業再開を検討される方が加速されるものとこの立入規制には期待しております。町としては、既に実施している防犯、防火対策への取組の継続と充実、そして強化、新たな取組の実践とともに、再度双葉警察署及び県警、それから富岡消防署への協力を依頼し、制限なしで令和4年1月26日午前9時からの立入規制緩和に向け、国と調整を進めるととも

に、引き続き除染、解体の推進に係る取組を国に求めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 議員から意見が出る前に、町長から総括のようなものが出てしまったものだから、何か意見を集約して町長の総括だと収まりがいいのかなと思ったのだけれども、私はこの資料を見させてもらって、制限なし、これはそちらで賛成したいと思います。やはり一番気になったのは、警察がどう思っているか、消防がどう思っているか、それが防犯、防火の強化につながると、これがやっぱり決め手です。やはり生活環境課長からも先ほどから説明の中で、拠点内に防犯カメラは9か所ありますよと。富岡町全体でいえば数十か所あるのかなと思うのですけれども、この防犯カメラの中身、例えば今までだったらイノシシが映っていたのだけれども、最近はもう人っ子一人映っていないとか、例えば防犯からいうと帰還困難区域の防犯カメラに他県ナンバーの車が何かうろちょろ映っているとか、そういうのが直近であるのかないのか。場合によっては帰還困難区域もかなり解体が進んでいるので、この9か所の防犯カメラなんかも場所を変えてもいいのかなと。更地のところにずっと防犯カメラがあってもそんなに意味がないし、その辺の工夫も必要かなと思うのですが、その防犯カメラに映っている内容にちょっと懸念されるようなものがあるのかないのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまのご質問で議員が懸念されているものというのがどういったものなのかというのが具体的にはちょっと想像できないのですけれども、我々が見た中で確認している中で、そういう人であるとか車であるとか、そういうもの以外のものが映り込んでいるという事例は確認はしておりません。ただ、今後もそういうことで防犯カメラの位置なんかについては、例えばその場所でちょっと角度を変えられるものであれば変えて、映りがいいように、きちんと見れるようにするのがいいのか、あるいは場所を変えるのがいいのかとかというのも、この辺りについても先ほど答弁したように双葉警察署ともしっかりとその場所について協議をして、その場所と角度等については今後検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 失礼しました。懸念されるものというのは、動物とかそんなのではなくて不審者、他県ナンバーだったり、挙動不審だったり、この人の目的何だろうなと思われるようなものが映っているかどうか、そういうのが全く見受けられなければ全然問題ないのかなと思うのだけれども、やはり今までの逮捕歴からいうと、空き巣で捕まった人は1人の人間が何百件もやっていたと、それが捕まって件数がどっと、検挙率が上がっているので、それが何十人も何百人も他県から入ってきて泥棒をやっていたということになればこれ大変なことなのだけれども、1人、2人で、それも逮

捕されているのであればそんなに心配もないのかなと思うので、そういった映像の中に挙動不審とか、そういったものがあるかどうかで答えてもらえればありがたいです。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 大変失礼いたしました。挙動不審の者とか、そういったものについて前回、こちら8ページの表にあります、犯罪発生件数、富岡町、令和3年1月14日の段階で396件とかというもの、こちらについてはご存じのとおり1人が何百件もやってきたものが捕まったということでございまして、そういったものがあれば当然双葉警察署等につなぐなりというような対応を取っていくような形になりますが、現在これ以降そういったものが映り込んでいるという実績はございません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私も制限なしでの規制緩和、こちらに賛同させていただきたいと思うのですけれども、やはり7番議員が申し上げたとおり、今現段階で町民の生命と財産を守ってくれるのは警察と消防だと思っております。その方たちの意見を尊重して制限なしという形で進めていただきたいと思うのですけれども、その中で1点、生活環境課長から警備体制について、夜間は警察が2台常駐するということだったのですけれども、なるべく、できればそういった警備体制というものを公にあまりしないほうがいいのかなというところで、最低2台以上とか、そういったふんわりとした回答が、町民の方もどういった警備体制かというのはすごく気になっていると思いますので、その中でも最低限の情報だけを発信したほうが、泥棒たちはそういったところをすぐ見抜いて入ってきたりするかと思いますので、防犯カメラの場所であるとか警備体制についてはなるべくオブラーントに包んだ感じというか、そういった形で広報していただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご助言ありがとうございます。もちろん防犯カメラの位置なんかは公表できるものではございませんので、そこについてはこの区域内に何台ということでこれまでお話をしてきたところでございます。また、先ほど申し上げたのは警備会社による、町が委託しているパトロールの数ということで、こちらについても今後解除済み区域含め、全部で5台でいきますよというようなことでいきますが、この台数についても今後必要に応じてもう少し必要なのではないかとかというのも出してくれれば適宜変更してまいりたいと考えておりますが、先ほど申し上げたのは最低限ということでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 私も制限なしで進めるということでいいのかなと思っておりますが、やはり先ほどからも言われている個人の生命、あとは財産を守るということが一番大事なのかなと思った中

で、1つ確認したいことがありますて、警察、消防と町の連携といった意味で1つ確認させていただきたいのですが、これ実際あった話なのですけれども、先ほどの犯罪件数のところで396件ってあったのですけれども、今の状況でどうなっているか分からぬのですが、二、三年前に窃盗事件があつたときに警察署で見回りをして、サッシが割れて入られているといった状況で、実際にどういった、警察署でも恐らくマニュアルはあると思うのですが、紙に何月何日、警察でパトロールしましたが、サッシが割られていましたということがその玄関に刺さっていて、そのときは帰還困難区域の夜の森地区ということで、恐らくその家の当人の方も一時帰宅で帰った際に、1か月間そのサッシが開いていたり割られていた状況が続いていたということもあって、あとその369件の泥棒の早期発見のためにも、そういう状況があった際には町にすぐ連絡して本人にも伝えると、そういうことが大事かなと思うのですが、そういうところは今どうなっているかお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

特定復興再生拠点区域内でそういうガラスが割られているとか、そういうことについてはいろんなパターンで発見されるのかと思っております。当然住民の方個人が見つけられる場合、あるいは富岡町で行っている消防団の守り隊の巡回活動においてそういうものが発見されるような場合、あるいは警察官が回っていたときに発見されるような場合とかということで、その辺りについての情報というのは必ず町にしていただけるような現在体制を取っておりますので、そういうことが町に来た場合には町で直接その所有者の方にご連絡をして、警察に被害届をということでご案内をしておりまして、その積み重ね、プラスその防犯カメラの映像等の成果が犯人逮捕につながったということもありますので、そういう対応でこれまで行っておりましたので、今後ともそういう対応を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。犯罪を防止するという意味では、時間的にスピーディーに対応するというのがやはり一番の対応だと思いますので、そういう面で警察署と町の連携強化もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまのご指摘を踏まえ、今後とも連携を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） まず、私からは3つほど確認したいことがあります。まず、4ページの家庭

用防犯カメラの設置ということで、この補助要件は帰町届を出さないと補助の対象にならないはずですが、その辺の認識をもう一度教えてください。

あともう一つ、これ先ほど来から言われているように、水道もまだ使えないような状況で、実際トイレの設置なのですが、これは以前にも話を聞いたときがあったと思うのですが、新田の多目的集会所、夜ノ森駅のトイレということなのですが、例えば解除になって自宅の掃除とかに来られた方が自宅のトイレを使えない、さらにこの2か所だけではちょっといろいろ不便を生じるのではないかなど思いますので、新たに夜の森公園とか、そういうところに仮設トイレを設置するような考えはないのかどうか。

あともう一つ、同じ9ページで個人線量計の貸出しについてですが、これは個人線量計です。世帯線量計ではありません。なぜこれ1世帯に1台という結果になってしまったのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） まず、1点目の家庭用防犯カメラの件でございますが、現在この制度を適用しているのは、解除済み区域の中で町内居住届を出した方ということで限定して交付をしておるところでございます。また、解除済み区域においても二地域居住なんていうことで、半々で生活しているのだけれども、居住届は出していないのだという方に対しても、そこの公共料金の支払いの証明であるとか、そういうものを提出することによって、今後そこまでそういう方のご不安も解消していかなければならないかなということで、それで適用させていくようなことも……今後そういったことで対応してまいりたいということで、そのような制度設計に現在しておるところでございます。今回準備宿泊時以降ということで記載をさせていただきましたが、こちらも準備宿泊の申込み、その申込書を提出していただいた方ということで、その方が防犯カメラの設置をした場合に、上限5万円ですけれども、そちらを補助させていただくということで今回拡大してまいりたいと考えたところでございます。

それから、2点目の仮設トイレについてでございますが、こちらにつきましても現在は拠点の中については新田多目的集会所の敷地内1か所だけなのですけれども、準備宿泊等の状況も見まして増設の必要があるだろうと判断した場合には、当然増設も考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 3点目の個人線量計の貸出しについてでございますが、立入規制緩和の件に当たりまして担当課と協議をさせていただきました。担当課では、このような形で上げさせていただいておりますが、今ほどのご意見を踏まえ、また担当課で再検討するように促していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。防犯カメラ、これ制度設計自体をもう一度立てつけ自体も考えるというように理解しました。といいますのも、これ家庭用防犯カメラの設置、準備宿泊以降設置補助をしたとしても、これ居住届を出している人は、ある程度そこに住んで電気がついていれば、防犯上の十分抑止力になるわけで、一番困るのは、お掃除をして二拠点居住で行ったり来たりしていて、新しい家具を入れました、新しいテレビを入れました、さあいわきに戻りました、次回帰ってきた何かになっています、窃盗というか、泥棒に入られていますという、そういう状況に陥ることが一番懸念されるわけで、だから居住届の有無にかかわらず、先ほど課長も言っていました公共料金の支払い状況であるとか、それが確認できれば補助拡大というようなお話だったので、ぜひその辺は円滑に事業として言っていたような状態にしてほしいと思います。トイレの件は理解しました。

あと個人線量計、何か企画課長にさらっと言われて、実際町の備品というか、準備できる台数がないのですか、あるのですか。ある程度特定復興拠点の一時宿泊とか、帰宅する人たちの人数分を想定している台数はないのですか。その辺の備品のストック状況といいますか、その辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ありがとうございます。家庭用防犯カメラの補助につきましては、この準備宿泊開始以降、いろいろ制度がこれまでのやり方では通用しないというか、適用できないような部分も出てきますので、その辺りの制度設計をしっかりと再度検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） さらっと答弁して申し訳ございません。個人線量計の貸出しについては、原課においてストックは十分しているということで把握してございます。台数は、ちょっとうろ覚えですので、正確な数字は言えませんが、必ずストックしているというのは確認しております。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。最後に、個人線量計の件に関しては円滑な有効利用をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 私から、やはり防犯のことなのですけれども、富岡町は以前も準備宿泊も経験しているところなのですけれども、やはりその中で何度か準備宿泊で帰ってきて家財を入れた、リフォームで給湯器を入れたとかといって、一時また戻って帰ってきたら現にやはりそういう電化製品を盗られたという方にも私は出会っていますので、そういうところでやはり台数を増やす、何するといっても、その民間のパトロールの方の中でもやはり本気になって回っていらっしゃらない方も私は

見ていくので、もう少しその辺は町としてきちんと、ただでやってもらっているわけではないので、皆さんのお金を使ってきちんとやっているのだから、私はちゃんと注意をして見てもらうような、そういうきちんとした態度で、町にもそうやっていただきたいなと思います。

それと、あと防犯、防災、火事、火災。やはり隣が草ぼうぼうでいて、そういう火の取扱いに関しては再度やはりきちんと指導というか、そういうのは伝えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 夜間警備の体制の強化というのがやはりそういった被害を少しでも食い止めるための大事な要素であると思っておりまして、委託している業者についてもこれまで以上にきちんと見回りを行うように私からもしっかりと申入れをしたいと考えております。

2点目の防火についての懸念ということで、こちらについても広報等を通じてしっかりとその管理、その辺り個人で管理しなければならない状況で、あとはそういったところに、未除染のところも当然そのままになっておりますので、そういったところの管理をしっかりとお願いしますということで、その辺りについては同意取得にもつながっていくのですが、すみません、話がそれますけれども、そちらでもしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 追加であれなのですけれども、準備宿泊に来ている方は大体町としてもパトロールしているときにやっぱり報告があると思いますので、やはりそういうところは重点的に目を光らせていただきたいということと、今除染とかしているところなのですけれども、先日そこを視察したときもそうなのですけれども、火の取扱い、作業員たちがたばこを外で吸っているのをちらっと見ていましたので、その辺もやはり注意していただきたいなと、この場であれなのですけれども、その辺も環境省なりにきちんと言つていただきたいのですけれども、お願いします。さっき言うのを忘れてしました。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） すみません。1点目の質問を聞き漏らしてしまいました。申し訳ございませんです。

2点目について、町としてもしっかりとその辺りは環境省に申入れていきたいと考えておりますし、業者にもしっかりと環境省から伝えていただきたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 実君） 1点目、鎌田君教えてやって。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 大変失礼いたしました。警備業者等々につきましても、準備宿泊を

行うところはここですよというところの情報までしっかりと入れて、その方々に目を光させていただけるように我々からもしっかりと働きかけをしてまいりたいと考えておりますし、当然警察、消防についてもそういう情報というのは大事かと思いますので、そういうところにもしっかりと共有をして準備宿泊をされる皆様の安全、安心につなげてまいりたいと考えております。大変失礼いたしました。

○議長（高橋 実君） よろしいですか。

○5番（高野匠美君） はい。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

町長。

○町長（山本育男君） すみません。先ほど総括みたいなことを言ってしまいましたので、改めて言いませんが、先ほどから皆様からご指摘、ご指導を受けた点、水の件、それから防犯、防火の件につきましてはこれからも皆さんとよく協議して、立入規制緩和に向けてなお一層安全で安心にできるように努力していきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。今日はありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私も制限なしの立入り緩和には賛成です。下手に制限を設けておくとかえって犯罪が蔓延してしまいますので、人の目があることによって犯罪は防げますから、10個の目よりは20個の目、20個よりは30個ということで、町民が、その地元の町民でなくとも入っていくことによって防犯は強化できるものと思っていますので、ぜひ制限なしをお願いします。

その中で、ちょっとこの準備宿泊に当たって、バリケードを外して制限なしで始まるというときに水道とか、そういう部分が引けないというのは非常に残念なのですが、先ほど4番からあったように、トイレの設置なんかはやっぱり2か所では絶対足りないです。それで、準備宿泊者の動向を見ながらつけていくのではなくて、やっぱり仮設トイレであればそんなに金額かかるものではないですので、もう少し細かく設置して、最初に設置してほしいと。そうすればトイレもあるから、隣にあるから行ってみるかという人も中にはいるかと思います。でないと、やっぱり地域の目、声というのは大きいのです。トイレもないところになんか行けないだろうと、水が出ないところに行けないだろう、そういう言葉を聞くとますます出足が鈍ってしまいますので、ぜひお願ひいたします。

あと、いろんな質問の中で答弁聞いていても、防犯カメラなんかも今から制度設計を変えていくとか、そんな話ばかり聞こえてくるのですが、やっぱり柔軟に対応していってほしいと、全ての問題に對して。制度設計は、震災前の制度設計がきっとあるし、震災が起きてからの解除区域の制度設計もきっとなっています。今度は、困難区域の準備宿泊ですから、その制度設計にかかわらず、もう全て柔軟に対応していただくということを約束していただければありがたいと思います。どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ありがとうございます。1点目に仮設トイレにつきましてご指摘いただきました。仮設トイレの数であるとか場所であるとか、そういうものを再度どこに必要かというところ、あとは水道等の整備状況、その辺りでどこにあればいいのかということを再度検討し、必要な場合には早急につけてまいりたいと考えております。

2点目の防犯カメラにつきまして、確かに制度設計というより柔軟にということでございますので、この辺りについては準備宿泊される方が困らないような形で適用できるように、その辺り補助制度をしっかりと固めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。皆様から水と仮設トイレについて足りないのではないかというふうなご意見をお伺いをいたしました。水道水については、準備宿泊に向けて準備ということでご不便をおかけすることになってしまいまして、大変申し訳ないと思っております。ご不便をおかけすることがあると思っております。ですので、できるだけ水場については、これは水企との協議になりますけれども、その水を取れる場所をもうちょっと増やせないかというところは引き続き協議をしたいと思っております。また、仮設トイレにつきましては、こちらについては例えば公園ですとか、そういったところに設置するなんていうところで、こちらについてもこの案だけではなくてもう少し増設を検討するということで、今後追加を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。補足でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 細かく答弁いただきました。本来であれば、そういう部分がきちんと固まらないうちに準備宿泊が始まるというのが無謀なのです。ただ、それを踏まえて来年の春解除ということを見据えれば、当然もう今の時期から始まらなくてはならないということだと思いますので、ぜひその辺強く要望しておきますので、よろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。先ほどから議論を聞いていて、防犯カメラの要件緩和しますよという話なのですけれども、これ解除済みになった区域でもう対応している人もいると思うのです。公平性を考えるときに本当にそれでいいのかという部分と、これからその解除済み区域の人がそういった、例えば倉庫に、誰も住んでいないけれども、倉庫があるので、そこに防犯カメラを入れたいよというときにそこも対応していくのか。多分領収書も何もないで、遡及できないと思うのですけれども、その辺の公平性もあると思うので、やっていただいたほうがいいと思うのです、実際は。ただ、その辺の苦情なりなんなりあるかもしれませんので、その辺お考えいただきながら対応

いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまのご指摘、もっともだと思います。そういったところに差が出ないような形で、今後どう運用していくかしっかり検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたしますが、資料の5ページを見てのとおり、12月9日、しょっぱなから周知チラシの作成とかに入るから、制限あり、なしの決を採りたいと思います。大体はなしでという声も多いと思いますけれども、制限なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、全会一致ということで、異議なしということで、執行部はその旨よろしくお願ひします。

それで、原子力災害現地対策本部副本部長の辻本さん、今まで議員の話、質問関係を聞いていろいろな案件があると思う。だから、原子力対策本部でもいろんな面で応援してもらわなければ実行に移すことができないものもありますので、予算的なものから町長にお願いする部分とか。それをしっかり副本部長としてわきまえて、指示してそつなく実行に移されるように私からもお願いしておきますので、よろしくお願ひします。

副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 本日は、いろんなご意見いただきましてありがとうございました。今日は、立入規制緩和のお話でありましたけれども、議員の皆様方からは立入規制緩和の先にある準備宿泊、その準備宿泊の先にある復興拠点の避難指示解除、また多少ご指摘ありましたけれども、またその先にある拠点外の避難指示解除といったものが連続して続いていくと思っています。今議会の先生方、議員の先生方、議長からもご指摘あったとおり、いろんな課題がたくさんある。これを1個1個潰していく、その上で前に進んでいくというのが何より重要だと思っています。また、我々本日は富岡でご意見をいただきました。浪江でも大熊でも双葉でも葛尾でも飯館でもいろんなご意見をいただいています。その中で、特に雑草の話とか、各町共通でのご指摘もございました。どういう形でできるかというのは、これはまた現地対策本部はもちろんですし、復興庁、環境省含めて対応を考えております。その結果につきましてもまた共有させていただいて、特にこの避難指示解除に向けてスムーズにいけるように、一つ一つ問題を潰していくよう努力してまいります。また引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして付議事件2、特定復興再生拠点区域内への立入規制緩和についてを終わります。ご苦労さまでした。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 3時50分)

再 開 (午後 3時59分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

慣例で会議時間を午後4時30分にしておりますが、付議事件が残っておりますので、事前に会議時間を延長いたします。

次に、付議事件3、国道6号以東（帰還困難区域）の土地利用の検討状況についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、付議事件3の帰還困難区域内の国道6号東側の土地利用の検討状況についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、町で対象地区の土地利用を検討するため、農地所有者への意向調査を実施させていただいております。本日は、調査結果の報告と今後の土地利活用の方向性案につきまして取りまとめを行いましたので、ご説明をさせていただきます。説明につきましては、課長補佐の畠山より行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） それでは、全員協議会資料3を御覧ください。最初に、これまでの検討状況を踏まえた土地利活用方向性の案を申し上げます。下にA、B、Cの各エリアに分けた地図を掲載しております。方向性の案としまして、①、赤着色のAエリア、こちらにつきましては特定復興再生拠点区域となっている土地も含まれており、早期利用が期待されますことから、商業利用、早期立地可能な第2次産業、企業の進出拠点などによる利活用を基本として検討を続けたい。②番、その上でAエリアの利活用状況、それから町内外の復興状況を勘案してB、Cエリアへの展開や発展を、こちらは中長期的に検討をしたいと考えてございます。一方で、両委員会での説明からの追加となりますけれども、昨年度行いました農振の総合見直しにおいて、帰還困難区域の農地については保留をしております。したがいまして、第1種農地を中心に農振農用地のままでございますので、例えばですけれども、農業法人による大規模営農など農業利用も可能である土地であると、そういう場所であるということを申し添えます。

続きまして、今ほど申し上げたそのような土地利用の方向性案となったかについて、その理由について申し上げます。右上、参考の1を御覧ください。農地所有者に対する意向調査の結果でございます。概要に記載のとおり、7月中旬から1か月半程度、国道6号よりも東の農地所有者201名にアンケートを行いました。回収率約65%と地権者の関心も高いと言えます。グラフで結果を示してございます。結果の①、地権者自身が持っている農地についてどうしたいかを聞いたものでございます。A、

B、Cのどのエリアにおきましても農業以外、あるいは農業と農業以外の両方という回答が多く、農業のみの利用と答えた方は3割程度にとどまりました。結果の②、町が検討している土地利用方策に協力できるかというご質問に対して、大半の地権者の方が積極的に協力する、または内容によっては協力するというご回答でした。結果の③です。この場所にどのような姿を望みますかと聞いたもので、3エリアとも新産業の創出を希望する方が多かったというところでございます。

調査の分析の結果といたしましては、町の土地利用には肯定的な反応であり、ただし内容に応じてというご意見も多かったので、丁寧な説明、それから合意形成が重要であること、そして農業へのこだわりが強いわけではなく、新産業を求める声が多くあったところであります、総じて町による土地利用に協力的であると言えます。

次に、左下、参考の2番、土地利活用方法の評価のところを御覧ください。今ほど申し上げました意向調査の結果などを踏まえまして、主たる利活用方法を簡易的に評価をした表となってございます。縦ライン、農業利用から下の自然公園までの利用方法について、横ラインの地権者意向、新産業展開、交流人口寄与など記載の項目別に簡易的な評価を行いました。また、摘要欄において発展の可能性や懸念材料を記載しておりますので、こちらはご確認をお願いいたします。これらによりまして、表の右端です。評価結果のとおり、製造業などの2次産業、商業、オフィスなどの研究、進出などによる利活用が高い評価となりました。こうしたことから、冒頭に申し上げましたとおり、資料の左上のところ、方向性案の①と②、こちらが現時点での考え方となります。なお、資料の左中段の黄色囲み、こちら今後の予定となります。特定復興再生拠点区域となっている水田の環境省から地権者への引渡しとなる前に、ここを含めた赤着色のAエリアの具体的な利活用の方法を決めたいと思ってございます。目標の時期としては今年度内を目指しておるところでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 町で1年かけて調査費をつけて調査した結果だと思うのですが、私が期待していたAエリアについては、期待していたとおり出てきたのかなと思うのですが、B、C地区に関しては農業法人による大規模営農などの農業利用も可能であるということで、B、Cばかりではなくて全て、今まで農地を太陽光にしたりしたところは全てそういう大規模農業の誘致は可能だったのだ。私が一番言いたいのは、仮置場を提供して11年目です、もう。丸11年たつところで、B、C地区に関してはあと何年提供しておかなければいけないか分からないような状況なのです。仮定の設計としては、農業というのはもう計画的に存在しないのです。存在しないのにもかかわらず、これだけ商業地域とか、そういうものを望んでいるのに対して、大規模農業の農業利用も可能だと書かれてしまうと、恐らく事業形態はこれでストップしてしまうのではないかという懸念を持つのです。そんな調査するなら別にしなくてもよかったです、私。このA、B、C地区、3地区を例えれば埋立

て造成して商業エリアをつくるとか、事務所とか、廃炉に向けたそういう関係に貸し出すとか、いろんな案はできると思うのですが、農地を持っている人たちはそういうことを望んでいるのだと思うのです。1級農地のためにやはり農振も解かなくてはならないとか、いろいろ問題が出てきますが、国を巻き込んでやっている仕事だと思うのです、これ。だから、農振地区なんかは何の問題もないと思うのです。今やらなかつたらできない事業だと思うのです。今逃したらもうできない事業だと私は思います。そういうことを踏まえれば、もう少し進んだ回答を欲しかったなと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） まず、資料について説明させていただきます。町の今考えている方向性の案としましては、左上に記載しているとおり、まずAエリア、早期に立地可能なもので検討しましょう、B、Cはその後も踏まえて中長期的に検討しましょうというところ、これが基本の考え方。場所としてまだ農振が残っているので、農業を妨げるものではないでしょうという場所としての説明の補足と捉えていただければなと思ってございます。地域の皆様の意向というものが最も大事だと町としても認識しておりますので、①、②の土地利用の方向性で進めていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） だから、今の説明のように①と②の利用計画で進んでいきたいということで、最後に書かれている農業法人の大規模営農などの農業利用も可能であると、これが書かれているから疑問持つてしまうのです、私は。何でこんなことわざわざ、1歩も2歩も進んだ考えを持って進んでいくのであれば、何でこれ入れなくてはならないのか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） こちらにつきましては、場所としての補足説明のような意味で書かせていただいたところでもあります、農業を完全に諦めたわけではない、農業利用もできる可能性もあるのだよというところで補足説明の意味で書かせていただいたものでございます。繰り返しになります。基本的な方向性としては、①と②のように進めていきたいと思っておりますので、ご理解方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 農地の利活用ということで、町としては完全に諦めているわけではないよということなのですが、地権者が大半諦めているのです。地権者の意向を踏まえてやっぱり計画を立ててほしいというのが私のお願いなのです。何回も、もう10年間私は言い続けてきましたが、富岡町の復興がここまで進んできたのは、よそと違って仮置場にした地区の理解があったからこそ早期に復興が進んだのだと私は思っているのです。そういう人の意見を無にする考え方というのは私は理解でき

ないのです。わざわざこんな補足説明なんか要らないのです、農地なのだから。田んぼを造れば幾らでもできるのだから、解除さえしてもらえば。ただ、やる人がいないということなのです。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 畠山からもお答えしましたが、基本的には1と2ということで所有者の意向を踏まえた土地利用の計画を進めていきたいと思っております。まず、特定復興再生拠点区域の令和5年の解除ということがありまして、特に返還を求められる土地、まず農地がありますので、そちらをまず中心に土地利用の計画を進めたいということです。農地も書かせていただきましたが、基本的に全てを産業団地というのも難しいというところもありますので、農地利用も含めながら全体的な土地利用を進めていこうということでの記載でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） A地区に関しては復興拠点エリア内ですので、全部はそうではないのだ。この白地で囲んだところだ。エリア内ですから、当然もう早期に回答出さないと農地に戻す準備が始まるのではあるから、それは理解できるのです。また1歩も2歩も踏み込んでA地区、特定復興再生拠点外の部分もずっと入っています、これ。ここまで入っているのに、何でBとC地区も早期の展望としてこうしたいのだというくらいの案は出なかったのですか。というのは、我々子供に負の財産を残したくないのです。我々も5年、10年したら全くなくなる年代です。それが答えも出ないで進んでいったのでは困るのです。解除の目標も全然出てこない。何で一番苦労した地区が何の答えも出てこないのですか、これ。おかしくないですか。あなたたち分かっています、分かっていますって言いながら、仮置場にした苦労を分かっているのですか。仮置場に提供してからお金をいただいている、それは。なるまでの苦労、あなたたち分かっているの。何で答えが出ないのですか、3,000万円も金かけて。おかしくないか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） すみません。答弁いたします。

確かに、このエリアにつきましては、帰還困難区域の中に全て仮置場を設けていただいたということで町の復興が進んだというところは十分認識しております。議員から今ご意見をいただきましたが、住民の方がそういう思いでいるということも十分理解をしております。今回A地区だけということで、B、Cについては順次検討していくというような資料になっておりますが、今のご意見を踏まえまして、全体的に、どういうことに土地が利用できるのかというところで検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長、産業団地5区画のうち3区画は大体決まっているのだというけれ

ども、残り2区画、これもうまくいけば決まってゼロになるのだろうけれども、仮に、仮にだよ、これ今書面で出してきているところをそういう団地形態にしたときに埋まる可能性はどんなものだ。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、富岡産業団地のことを申し上げます。富岡産業団地については、まもなく立地協定を締結する企業を除くと、現在前向きというか、検討と上がっているのが2区画ございます。その2区画以外はございません。富岡工業団地ももう決まっております。第二工業団地も決まっております。ということは、残り2つで勝負するという形でございますので、これから、また福島イノベ関係のことであれば産業団地の整備というのは非常に有効的だと認識しております。一方で、ここの具体なA、B、Cの農地の面積を見ますと144ヘクタールというかなり大きなクラスです。産業団地の約7倍、6倍か7倍くらいになりますので、その分の整備で全てが埋まるかというのは正直自信はありません。誘致ができるかという自信はありませんが、一方でAからB、Cに広げていく際にBも、私の個人的な考えで申し上げれば、BもCももう産業団地にしたいというのは当然あります。産業団地イコール製造業もしかり、極端な話定義が決まっていないがゆえにデパートというのもありだったりします。ということになれば、今ほど議員からご意見いただいた点も踏まえるとそれも一つあるのかなと思っているのですが、いかんせんこの広大な土地を全て一気に全部こうするというのはなかなか決めかねない部分があるのかなということがありまして、産業振興課長補佐の答弁のとおりになるかなと考えてございます。企画課の意見として述べさせていただきました。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 実際私の土地が特定復興再生拠点区域にあるのです。あるのだけれども、全部、B、Cまでやっていただきたいというのは常々私も雑談的に環境省の人たちと話をいろいろしたのだけれども、工業団地、産業団地もいい、また第一原発、第二原発の企業立地、事務所でも何でもいいと。140町歩あるとすれば、半分は埋立てして、あと半分は太陽光でもやって、その企業立地した会社に全数量使ってもらうと、そういう方法もあるだろうと。ただ、太陽光の場合は単価がずっと落ちていますから、売電ではもう採算取れない状況になっていると思います。ただ、自己消費であればまだまだ大丈夫なのです。そうやって大きな意味で私は考えてほしかったのです。今だったらできるだろうということなのです。今だったら国と一緒にやっているわけですから。これ国が離れてしまったら、町で独自でなんかできないです、絶対。幾らきれいごと並べたって。だから、ここに私が引っかかるのは、大規模営農などの利活用も可能であると。これは、私は逃げだと思うので、最終的にこうなってしまったら、最初から言っていたでしょうという話になるでしょう。何でもう少し大きな目で考えていただけないのかなと私は思うのです。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。先ほどから意見をいただいております。町としてまずA地区ということでお話ししましたが、やはり全体的に広がりを持ってどういうものがで

きるのかということ、あとまた現在企業への意向調査等も行っておりますので、どのくらいの企業が興味を持っているのか、そういうところも踏まえて今後こちらの計画を練り直しをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 3,000万円ものお金をかけて何を調査したのですか。こんな意向調査なんか、行政区懇談、3行政区懇談会を持てばすぐに出ます、どれを望んでいるか。お金をどこに投げてしまったのですか、何の計画もなしで。そのお金で調査したその計画、調査した計画を知りたいのです、私は。どこに行ってしまったのですか。これでかかったのですか、それだけ。こんな3行政区の懇談会を持てばみんな分かります、すぐ。だと私は思うのです。ただ、調査した結果、企業立地場所にはふさわしくないとか、地盤的に無理だと、極論を言えばそういうことを聞きたかったのです、私は。そういうことは何もないのですか、調査した結果。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） 3,000万円の委託料の中身につきましては、こういった地権者への意向調査、あるいは分析に加えて来てくれるような企業へのアンケート調査がこれまで含まれているところでございます。そういった中で、本日の説明は現在の町としての国道6号東側の土地利用の仕方について、繰り返しになってすみません、①と②のように進めていきたいということのご説明でございます。3,000万円の使い方というか、調査の中身については、その都度で議会の皆様にご説明をしていきたいと思ってございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） いろいろご意見はあるでしょうが、私はこの資料の結果に関しては非常に興味深く拝見させていただいています。その中で、まず結果②、町が土地利用を検討した場合ご協力いただけますかという欄のBエリア、この中に協力することは難しいという回答の方が5%ぐらいいますが、これはどういったご事情だったのかお聞かせしてほしいのと、もう一つ、この土地利用、活用方法の評価ということで出ていますが、この出ている文字以外の、以上でもないし、以下でもないのかもしれません、私はこの資料を見て勝手に解釈というか、言えることと言えないことがあるのだろうなと勝手にいいように解釈していたのですが、いわゆる上記の研究・進出拠点利用ということで、下段3つ目にありますが、これは広い意味で取れば、国際教育研究拠点構想の候補地の一つとしても考えられるのかなというように勝手に……

〔「地震だ」と言う人あり〕

○4番（渡辺正道君） ちょっと話が中断してしまいましたが、その辺に対する町の考えは、やはりこういう公開の場でもそうですけれども、今国際教育研究拠点構想の候補地に関してはボールは県、

国にあるのかもしれません、やっぱり折に触れて富岡町のスタンスを表明することは非常に大事だと思うのですが、私の勝手な解釈ですが、この上記の研究・進出拠点利用という文言に対しては私の今の考えは全く当てはまりませんか。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） すみません。大変難しい問い合わせございます。国際教育研究拠点につきましては、富岡町としてはぜひ誘致をしたいということで手を挙げているという経緯があります。場所をどこにするのかという点については、すみません、まだこの場ではお答えできませんということをご容赦いただければと思っております。状況といたしましては、まだ国で規模ですとか機能を検討中というふうな段階でありますので、その次の段階が県で立地場所を検討すると、地元自治体の意見を聞きながら決めるという段取りになっておりますので、まだその段になっておりませんので、この土地は非常に有望な土地であるというふうな議員の意見を承りましたので、今後そういったことも参考にしてまいりたいと思ってございます。すみません。この程度で申し訳ございませんということで、ご勘弁をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） 1点目のご質問についてです。今手持ちの資料でBエリアの調査結果を持っていなくて、申し訳ございません。ご質問とは違いますけれども、Aエリアのところで3%、協力は難しいという方につきましては1名の方で、協力できない理由というところは記載がございませんでした。ただ、この場所につきましては角地で面積もごく僅かというところで、Aエリアの中での全体的な土地利用には支障がないことを確認してございます。ご質問と別なところの回答で申し訳ございませんが、以上でございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） まず、順番からいくと、Bエリアの件ですけれども、これは墓地とか何かでなかなか手放したくないよというような地権者の意向があったのかなとも思って、いろいろな諸事情があるのでしょうけれども、ちょっとそれはお聞きしました。

あと国際教育研究拠点構想の件に関しては、公開の場で確かに場所の選定に関してはまだ決定はしていない状況ではありますが、執行部としては誘致には強い思いがあると思いますし、私個人も是非でも富岡町に来てほしいという考えがありますので、折に触れて質問したのですが、今後とも誘致に関してはご尽力していただきますよう、よろしくお願ひしておきます。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今の件につきましては、私も折に触れ、いろいろとお願いをしているところでございます。各省庁関係、それから県にもよろしくというお願いをしている段階ですので、今はまだ何とも申し上げることはできませんが、これからもそういった誘致に向けて頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私からも土地利用について。私も最初に思ったのは、国際教育研究拠点、こちらの土地の利活用というのがちょっと最初に浮かびました。ただし、こちらはいつ解除するかも分からぬ状況で、誘致に際してここを推し進めるることは難しいのかなとも思いつつ、どうしても研究拠点は広大な土地が必要になるかと思います。そういった中で、この土地が使えばいいのかなと思ったところです。これが難しいようであれば、私としても商業施設や新しい産業、そういったものを建設していただきて、町が町税を得られるような状況をぜひつくっていただきたい。どうしても確実に町税は減っていきますので、そういったところも含めて町づくりを考えていただきたいと思っているところです。なので、今回企画課長からもお話をありましたけれども、産業団地のような形で造成してしまえば、もし期限が迫って国の補助が使えないということであれば産業団地として造成していただきて、どういうような形でも使えるような、そういった状況をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 今現在どういう状況下に置かれているのだ、この案件は。結局準備宿泊云々というよりも、令和5年春に解除予定の白樺のところ、当たり前に言えば4年春まで除染やっても5年4月春に解除になる予定で仕事を推し進めるにしても、スケジュール的に言ってくれないとどうにもこうにも、跡地利用ばかりで余裕があるのか、スケジュール的に。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） その辺につきましては具体的な、それからいろんな思想に基づいた全体的な使い方というところの早急な策定は当然必要だということを前提にお話ししますが、まずその土地の利活用というところの方向性をしっかりと定めて、それをてことして今なかなか動かない拠点区域以外の帰還困難区域というところの動きを加速させるというが必要なのではないかということの観点からの検討の一つでもあると捉えていただいたほうが現段階では理解がしやすいのではないかと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） ここで資料で書かせていただいている拠点区域内の水田というか、農地につきましては、地権者から環境省に引渡しの時期が近づいてきているというところでございます。こういった意向調査の結果などを踏まえて、環境省に対しては農地に戻さないこともありますよ、十分ありますよということも共有というか、申入れをしているところでございます。今日このような全体的な大きな土地利用の方向性として皆様にご納得いただけますと①、②の進め方で、特に急ぐところのAのところで環境省との具体的な協議、それから土地利用の具体的な方針、計画の定め方、進め方というのを町の中で図っていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ちゃんと順番追って説明しないと9番議員みたいになってしまうのだって。俺も話聞いていて何だかしっくりいかないし、国際教育拠点もいいけれども、あくまでもこのAの白地の中の解除区域は日程決まっているのだから、いつまで原状に復旧する工事を出さなければならぬとか環境省はあるわけだし、これと併せて農振除外だとかいろんなことも出てくるでしょう、用途外になってきたら。だから、農振除外はなかなかしてもらえないけれども、今回の件でやれば解除になる可能性はあるのだかないと、ちゃんと順序を追って説明しないと。

課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） 説明がちょっと不足してしまって、申し訳ございませんでした。環境省との協議におきましては、まず町としての土地の利活用の方法について年度内にしっかりと示してくれと言われているところでございます。それで、今日議会の皆様に提示をさせていただいてご意見をいただいているというところでございます。

それから、今議長からご指摘のあった農振の除外、あるいは農地転用につきましては復興特区制度を使って、産業団地や大規模太陽光発電事業等と同じような進め方をして並行的に進めていきたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） あとこれ滝川ダムの分担金だのなんだのというのは何かあるのだかないと全部精査してくれないと。別に今しゃべらなくてもいいから、この面積、A地区に関して、B地区に関してそういうもろもろはあるわけだと思っているから、こういうものをちゃんと出先と調整してここまで説明してくれないと、この地区で農業をやってきた人、住んでいる人は前にも後ろにも行けないって。ちゃんと調べて、ちゃんと説明できるようにしてかかってくれないと。お願いしておきます。

課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） 資料に不足があったと、申し訳ございませんでした。例えば県の昔にやった一次整備の圃場整備事業であったり、あるいは滝川ダムの建設の補助金の返還などについては、これまでやった産業団地等々のやり方と同様で、クリアできることは確認済みでございます。次回以降説明する際には、そういったところもしっかりと資料として説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） では、来年3月までは一応結論は環境省に言うまでは時間があるのか。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） はい。

○議長（高橋 実君） では、9番、渡辺三男さん、今日はこのぐらいにして、よく調べてもらって再度提示してもらうか。

○9番（渡辺三男君） よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） では、時間、3月の定例議会。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 話を折ってすみません。避難指示解除の件も含めて私からちょっと話をさせていただきたいと思います。特定拠点については、令和5年春という形で、拠点区域制度を活用して解除となります。今般小良ヶ浜地区、深谷地区の今土地活用の話になっておりますが、これが固まつてくると、今年の夏に示された居住をベースにする解除というものも見えてくるのですが、その前に出された土地活用がある場合の解除ということにもらんでおります。なので、この結論が出てくれば出てくるほど町としても内閣との協議を進め、拠点の区域の外と言っては失礼ですが、使わせてもらうと、その解除も面的な広がりで見えてくると考えてございます。それらを含めてこの土地活用についてはしっかりと検討させていただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（高橋 実君） そうしたら、関係する課と執行部、町長以下よく打合せして、非公式でも何でもいいから全協、全議員の会議開いて、そこで再度説明し直すでも何するでもしたらいい。このままいいたらば、本当に部落も二分するようになるし、この数字壊れるぞ。ここまで満額に近い数字が出ているけれども、このままいいたら壊れる可能性もあるって。そんなことさせられないし、したくもないでしようから、あなたたち。だから、再度よく説明する案件を関係する課と調整して調べて、再度日にちを設けて出してきてください。

課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 本日いただきましたご意見を踏まえまして、再度関係機関と関係課と調整をさせていただきまして、後日また報告させていただく場を設けさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 皆さんもそれでいいですね、この件は。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 9番さん、いいですね。

○9番（渡辺三男君） いいです。

○議長（高橋 実君） では、これはこれで終わります。

以上をもちまして付議事件3、国道6号以東（帰還困難区域）の土地利用の検討状況についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 4時38分)

再 開 (午後 4時39分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件4、公害防止協定の締結についての説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） よろしくお願ひいたします。生活環境課から今回公害防止協定を締結しようとするロックウールジャパン合同会社の概要等を説明した後、同社の環境対策及び公害防止協定書（案）につきましては課長補佐から説明をさせます。配付資料は、4の1、ロックウールジャパンの説明資料、4の2、公害防止協定書、4の3、ロックウールジャパンの沿革、4の4、立地協定書及び参考資料、会社案内となっております。本日は、4の1と4の2を使用して説明をさせていただきます。失礼ですが、着座にて説明をいたします。

まず、全員協議会資料4の1を御覧ください。富岡工業団地に進出しておりました株式会社万象ホールディングス、こちらと町は1の経緯にありますとおり平成29年に公害防止協定を締結いたしまして、これまで操業をしてきたところでありますが、同社が本年2月に民事再生法の適用を受けたため、本年7月31日に同社より事業譲渡されたロックウールジャパン合同会社と改めて公害防止協定を締結しようとするものでございます。本日の全員協議会において、ロックウールジャパン合同会社に係る概要及び協定案についてご説明をした上で、12月定例議会に同社との公害防止協定の締結についての同意案件として議案を上程するものでございます。

公害防止協定を締結するに当たりましては、去る11月16日と11月24日に公害対策審議会を開催しまして、委員によります慎重なご審議をいただきました。その上で委員からの意見を付し、協定書を了とする旨、審議会より町長へ答申されたところでございます。また、併せて11月22日には富岡川漁業協同組合と富岡町土地改良区に対しまして、協定案についての説明を行いました。

次に、ロックウールジャパン合同会社の概要についてご説明いたします。2の企業の欄を御覧ください。ロックウールジャパン合同会社の親会社は、デンマークに本社がありますロックウール・インターナショナルでございます。主にロックウール断熱材の製造、加工を行っており、世界に40か国以上の拠点を持つ製造業者でありますと、2020年度の売上高は20億ユーロ、日本円に換算いたしまして約3,250億円、従業員数は1万1,500人となっております。ロックウールジャパン合同会社は、ロックウール・インターナショナル社の100%子会社となっておりまして、株式会社万象ホールディングスから事業の譲渡を受けるための受皿として設立された会社となります。

次に、同社の環境対策について、右側の3、環境対策にてご説明をいたします。ここからの説明は課長補佐に説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○生活環境課課長補佐兼環境衛生係長（大館衆司君） それでは、ご説明をいたします。着座のままご説明をいたします。

資料ナンバー4の1、右側の3、環境対策でございます。これは3つございます。（1）の大気汚染の防止計画、それから中段の（2）水質汚濁防止計画、それから一番下の（3）の騒音・振動防止計画となってございます。いずれも基本的には万象ホールディングスの機材、設備、そういったもの

を使用して同様の対策を取っているという形となってございます。

上からご説明をいたします。（1）の大気汚染防止計画でございますが、こちらにつきましては①のキューポラの排気ガスの処理となってございます。これは、キューポラの排気ガスに亜硫酸ガス、それからダストが含まれているということでございますので、これを排煙の脱硫装置で排出基準以下にして処理をしているということで、さらに脱臭二次燃焼炉により透明、無臭の蒸気として大気に出すという形となってございます。関係法令に定められた排気ガスの測定を行い、排出基準以下で維持をされているということは確認、報告をされているところでございます。

それから、②番の集綿機のダウンドラフト排気及びキュア一炉の排気ガスの粉じん処理でございます。ちょっと「キュア一路」の「路」が、これいわゆる火の「炉」なので、ちょっとここ修正でございました。集綿機のダウンドラフト排気、それからキュア一炉の排気ガスには有害ガス、これは含まれておりませんけれども、ロックウールの粉じんが含まれておりますので、フィルターで粉じんを除去して大気に出すという形でございます。先ほど基本的には従来の公害対策ということでございましたが、次の令和4年にということで排気塔を高さ50メートルに改修し、臭気対策を実施するとなってございます。これは、ロックウールになってから新たにこういった対策となったものでございます。実は、特に境、境界で臭いが、法令上それを超えるというようなことはないのですけれども、ただやはり隣接の工業団地からの苦情といいますか、そういった臭いが出るよというようなお声もございますので、そういうものに対してこれまでどうしても万象ホールディングスとしてはなかなか資金難というのでなかなか対策を取ってこれなかったというところもございましたが、これにつきましては、ロックウールになったということで令和4年、来年に高さ50メートルの排気塔で対応したいというところでございました。これは、大きなところでございます。それから、定期的に排気口での粉じん測定をするということでございます。

それから、③番の切断時の粉じん及び圧縮梱包時の粉じん処理、これもこれまでと同様でございますが、バグフィルター方式の集じん機を設置して除去すると、それから定期的に測定をするというところでございます。

それから、（2）の水質汚濁防止計画、こちらにつきましても①、排煙脱硫装置の処理水ということで、この水酸化マグネシウム湿式というものを採用してございます。こちらにつきましては、約6%の硫酸マグネシウムを含んだ水で1時間当たり約4m³の排水ということでございますが、この硫酸マグネシウムはいわゆるにがりの成分といったものでございまして、人体には無害の物質ということで、排出して問題がない物質でございます。

それから、②の機械設備の洗浄水、これは洗浄水として循環使用するということでございますので、基本的には排水は発生はしません。

それから、③の生活排水、これは浄化槽を設置するということでございます。

それから、④の屋外の排水対策でございまして、原料ヤードの雨水排水に無機原料のダストが流れ

込むおそれがあるために、沈殿槽に集約して沈殿後に排水するということと、さらに雨水以外に生じる排水は区分して沈殿槽に集約し、ろ過、それから機械装置の洗浄水として再利用するということで、基本的に流れる先は工業団地内の流量調整池なのでございますけれども、基本的には工場内で極力水を回すというような形となってございます。

それから、(3) の騒音・振動防止計画でございます。これにつきましては、送風機等の騒音を発生するもの、これについては囲いやサイレンサーで対策、それから②の振動を発生する装置は機械基礎を強固にするということで、これもこれまでどおりでございます。

続きまして、資料4の2でございます。公害防止協定書案でございます。読み上げます。富岡公害防止協定書案。富岡町（以下「甲」という。）とROCKWOOL Japan 合同会社（以下「乙」という。）は、富岡工業団地内における公害防止に万全を期するため、次のとおり公害防止協定を締結する。基本原則。第1条、乙は、公害関係法令並びに……すみません。変更点のみの説明とさせていただきます。改めます。

この第1条の富岡工業団地内、これは富岡工業団地というのがちょっと記載されておりませんでしたので、ここでちょっと明記をさせていただきました。

それから、第3条、その他、問題が発生した場合は、速やかに防止措置を講じ、設備等の増強を含め対策を講ずると。これまでこれは当然のことではあると思うのですが、これが記載されておりませんでしたので、あえてこの部分は速やかに防止措置を講ずると、それから設備の増強もさせるというところまで踏み込んだところでございます。

それから、第4条の水質汚濁防止対策、こちらにつきましては赤のところの、なお屋外に保管している資材、リサイクル材、廃棄物について、雨水の影響を受けないように屋根つき保管庫で保管し、工場敷地内から出る排水にフェノールが含まれないように措置することとしてございます。これは、かなり具体的にフェノールというものを記載したのでございますが、実はこれまでいわゆる排水基準を超えるフェノールが出たということはございません。ただ、どうしてもフェノールは微量であっても鉄分が多い土地、実は遅沢川周辺の土地というのは鉄分が多いとされているところなのですが、そういうところでどうしても水が赤く反応してしまうというようなことで、地域の住民の方からやはり不安の声というか、そういったご相談がございましたので、我々としても排水基準以下だとしてもそれはなるだけそういうのは出さないようにしていただきたいという意味で、あえてこの4条にフェノールが含まれないようにということを明記させていただいたというところでございます。

それから、次のページです。5条の部分ですが、基準値を超える騒音が発生した場合は速やかに対策を講じ、場合によっては設備増強をということで、これも先ほどと同じように、何かあったときはこれは速やかに対策を講じると、設備も増強させるということでございます。

それから、第6条、こちらについては基準値を超える、当然基準値を超えるということなので、これは臭気を発生した、ただ臭気が発生するだけでなくて基準を超えた場合ということと、それから臭

気の自主規制目標値を10以下とし、乙はその実現に全力で取り組むとなってございますが、この10というものは実はこれまで自主規制目標値は8でございました。ただ、この8というのがいわゆるこの臭気指数の計算上出てこない数値でございまして、計算上10から出てくるそうなのです。10から例えば15とか20というのが出てくる。10が一番最低の数字ですので、現実に合わせた、以前の8というのを努力目標というか……

○議長（高橋 実君） もっと分かりやすく手短に頼む。

○生活環境課課長補佐兼環境衛生係長（大館衆司君） 失礼いたしました。ということで10とさせていただきました。

それから、第10条、調査ということで、甲及び甲の依頼を受けた者ということで、これにつきましてはこれまで甲だけだったのですけれども、我々が依頼した業者であったり、誰か別な者であっても調査できるという形にしました。

それから、報告の11条の2ですが、甲は乙に対して必要に応じて公害対策の実施状況等必要な事項について、報告を求めることができるということで、これは随時報告を求める能够としたものでございます。

それから、3の乙は本協定に定める環境に影響を与える事案が発生した場合は、速やかに甲に報告し、原因特定と排除に努め、その状況を甲に報告するものとするということで、これは速やかにということで、これまでロックウールというか、万象からすぐそういう報告がなかったということもございましたので、第一報はどうしても必要だということで、その第一報をすぐにさせるという意味で、今回これは公害対策審議会でも求められた事項でございました。

それから、大きな部分でござりますと15条でございます。周辺の住民並びに関係団体への対応ということで、これは関係行政区とか関係団体に説明を求められた場合には、それ説明しなさいという内容となってございます。

それから、施設の譲渡、それから貸付け、これにつきましてこういった譲渡というのはこれまで考えてこなかったのですけれども、今回このようなことがありましたので、倒産というような形になりましたので、施設が譲渡となったとしてもこの内容を受け継いでくださいという内容となってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ある方。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） かなり赤字で、今までの万象のときよりもワンランクもツーランクも中身が濃くなつて、この公害防止協定に関してはいい方向に向かっているということなのだけれども、万象で結局町も痛い目に遭っています。例えば地代が入らないとか、固定資産税は次のロックウールが多分持ったのかもしれないけれども、だけれどもこのロックウールの今ちょっと企業を見させてもらつ

たら、資本金ゼロなのだ。資本金ゼロ。この親会社は立派だ。だから、万象の二の舞になったようなときに、親会社が、このロックウールジャパンが私らと関係ありませんよって言われないように、万が一あっても親会社が責任を持ちますよと、この辺の担保は取っておかないとちょっと心配かなという、そこだけ。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまのご指摘、心配事と受け止めまして、ロックウールジャパン合同会社がロックウール・インターナショナル社のもう100%子会社だというところもありますので、しっかりその辺りの担保を取るような形で、万が一そういったような場合にはしっかり責任を取ってねというようなところで、それを協定書、公害防止協定ではないですけれども、今後何らかの形で示していければと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかには。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の関連ですけれども、ロックウールジャパンで責任持つとか持たないという話をしても、資本金ゼロで子会社だっていっても、独立採算制になれば切り離すことはいつでもできるのだ。だから、その辺がちょっとこれには見えているというような感じにしか映らないのですけれども、でなかつたらこの親会社の富岡工場でもいいですから、わざわざ名前変えなくても。その辺本当に約束取れるのか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 今回ロックウールジャパン合同会社につきましては、本社を富岡町に移していただきました。富岡工場が本社だということで、そちらで何かあった場合にはもうそこが本社ですので、そこでしっかりとやっていただくということで、どういう形でそのような担保を取れるかというのは今後再度勉強させていただいて、立地協定はもう既に結ばれていることでありますので、それに基づいた形で議員各位のご不安というか、町民の方の不安とか、そういったものをどういった形で取り除けるかということについては今後検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。ロックウールジャパンなのですが、本社を富岡に移す、逆に言うと万象と同じように補助金目当ての可能性もあるわけです。本社をきっちり移してこないと補助金出ないという仕組みもあると思いますし、その辺をきっちり見てやらないとまた同じ二の舞踏んでしまう可能性が大ですので、二の舞踏まないようによろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 我々生活環境課としては公害面がメインとなりますが、その辺りに

ついてもしっかりと目を配って今後進めていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 代表社員、職務執行者は国外の人みたいなのだけれども、日本国籍でも取っているのか、いないのか。この資本金、9番も言っていたけれども、ゼロの状態で、何か事件、事故があったとき、この2名の代表社員、職務執行者が法的に日本でどういうところまで処罰を科せることができるのか。もし調べていないのだったらば、よく富岡町の顧問弁護士に確認して、この9番さんの話とともに併せて。

そして、これちなみに県の振興局は絡んでいるのか、絡んでいないのか。

○副議長（堀本典明君） 補佐、どうぞ。

○生活環境課課長補佐兼環境衛生係長（大館衆司君） 県の振興局は、こちらには直接は絡んでいるところではございません。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 見ていると、公害防止が入ってきているから、だからある程度、県の振興局が所管だから、ご指導を仰いだりなんかしたのか。とにかく同じような引っかかりが出て、指をくわえているようなことだけはないようにお願いしておきます。

○副議長（堀本典明君） 課長、どうぞ。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘ありがとうございます。当然万象ホールディングス時代にも県の振興局のご指導は賜ってきたところでございますので、今後ともそれは引き続ききちんとご指導賜り、いい方向に持っていくよう努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 代わります。では、戻してもらいます。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、公害防止協定の締結についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 5時02分)

再 開 (午後 5時02分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項 1、移住・定住促進住宅の確保についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、移住・定住促進住宅の確保についてという A3 横の資料を御覧になっていただきながら報告を受けていただければと思います。

9月8日の全員協議会で民間賃貸住宅の借り上げにより移住・定住促進住宅を確保したいと説明を申し上げ、この借り上げ交渉を進めるために本年度分の賃借料を9月補正において予算計上させていただいているところでございます。このたび不動産管理事業者を通した住宅所有者様との交渉により、不動産管理事業者設定の1室一月当たりの賃料6万3,000円から6万5,000円を駐車場使用料及び共益費を含み4万8,000円とすることで協議が調い、1LDKタイプの2棟14室を借り上げる賃貸借契約の締結が可能となりましたので、ご報告をいたしたいと思います。

町といたしましては、借り上げをいたします14室を移住、定住を促進するための住宅として運営することとしており、借り上げいたします住宅と同程度の住宅の町内における平均賃料6万円の60%相当になる3万6,000円で貸し出すことといたしますので、併せてご報告をいたします。

なお、住宅の基本借上料につきましては、1室一月当たり4万8,000円と先ほど報告申し上げましたが、不動産管理事業者への仲介礼金相当等を上乗せすることから、令和3年度分については5万4,000円、それから令和4年度、5年度分につきましては5万1,000円での賃借となりますので、このことについてはご承知おきいただきたいと思います。

また、新たな借り上げ型町営住宅の運営のために、借り上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例を12月定例議会に提出いたしますので、このことについてもご承知いただきますとともに、ご理解を賜りますようお願ひいたします。

報告は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんね。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。今ホームページで募集をかけている曲田のところもあるみたいなのですから、それと合わせると結局町で何戸用意しているということになるのですか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 借上型町営住宅として運営する住宅につきましては、上の町団地24戸と今回の14戸、合わせて38戸になります。今ホームページ上でご案内しているものについては、職員住宅が空いている部分を移住、定住を希望される方のみにご提供するということでご案内しているものでございますので、借り上げ型町営住宅という扱いにはしていないというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうすると、通常の町営住宅だと年収要件があってきちんとなるのですけれども、上の町のときにはそれをなくしてということでやっていたわけですけれども、あまりにも安い値段の数を増やすと、民間のアパートを持っている人たちとのバランスが崩れてくるので、政策としてはいいのですけれども、大丈夫なのですか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） すみません。大丈夫なのですかねという質問は、民業を圧迫するような状況にならないのかという大丈夫なのですかねですか。現下の状況におきましては、実は若干空きつつあるにしても、民間賃貸住宅で提供される住宅についてはほぼほぼ埋まっているという状況になってしまいます。この中で、移住、定住の促進という観点から若干市場よりも安くしてインセンティブをつけてあげるというところについては、民間賃貸住宅を運営される方々についてからもご理解は得られるものだと考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 一般質問でやりますけれども、課長、できれば政策的に夜の森地区にもこういったものをやはり設けてもらわないと、あまりにも富岡、富岡、富岡で先行して、やはり社会インフラが富岡が多いから、こういった低価格のアパートとかを民間借り上げしながら、やはり夜の森地区の解除になったところの共同住宅、ちょっと車で不便だけれども、ただ不便だけれども、安くしましたという理由も立つから、これはまた一般質問で再度やらせてもらいますけれども、ちょっと検討してください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） すみません。今定例会においても類似の一般質問がございますので、その中で詳しくお話しすることではございますが、我々としましても夜の森というか、川を渡った方向に同じような施策の展開をしていきたいと思っております。その中で、これについては移住初期に対応する住宅と考えていますが、その後の展開としましては定住に向けた展開ということを考えいかなければなりません。それは、ファミリーユース的な住宅が必要であろうと。そこに向かっていくための展開をしていきたいと思いますので、ごめんなさい、一般質問が出ている中でのお話になってしまいますが、そのような考え方をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして報告事項1、移住・定住促進住宅の確保についてを終わります。

次に、報告事項2、住民意向調査2021速報についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 続いて、報告事項の2番を説明させていただきたいと思います。

住民意向調査2021速報でございますが、昨日復興庁で公表されました。ホームページに載っておりましたので、印字し、議員各位に提出させていただいたところでございます。なお、これを受けまして、町も町のホームページにアップいたしましたことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 次に、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ないということで、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 5時10分)